第１章　保存計画策定の目的

1-1　計画の目的と位置付け

東・北・西の三方を山に囲まれた京都は，平安建都以来，政治都市，商工業都市，宗教都市，観光都市，文教都市等，様々な機能を複合的に有する都市として，1200 年以上にわたって発展，変化してきた。一方で，都での生活や生業はその中心となる都市域だけで成り立っていたのではなく，周縁の農山村が都に向けた素材を生産することで支えられてきた。京都の生活・生業は，この両者の関係性を含みつつ，重層的，複合的な構造を呈しており，京都市全体が，その場所性，重層性，象徴性，一体性を有する文化的景観と捉えられる。

このように，京都はそのすべてが文化的景観であるということを本計画の延長線上に位置づけつつ，今回はその分節構造のひとつである「京都岡崎の文化的景観」に特化し，価値調査及び保存計画策定を実施した。今後はこの岡崎地域を足掛かりに，京都市全域の多様な景観地を対象に取組を進めていく予定である。

なお，岡崎地域は，京都市内においても琵琶湖疏水の水利用を中心として良質な近代都市景観を形成しており，平成 19 年より文化庁においておこなわれた都市型の文化的景観の調査検討においても高い評価を受けた。また，対象地の中心に位置する岡崎公園の改修計画が進みつつあり，その計画を進める前提として地域の価値を検討し，踏まえることが適切と考え，京都市域の中でも優先的に取組を進めた。

本計画は，この文化的景観の価値を将来にわたって継承することを目的としたものであると同時に，京都の新たな魅力を国内外にアピールするとともに，将来的な京都全体の文化的景観の継承に向けた取組の橋頭堡とする役割を期待するものと位置付ける。

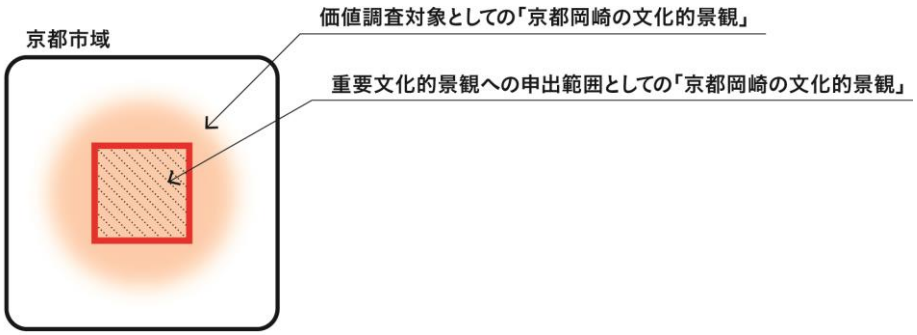

図１　価値調査対象と選定申出対象の組み立て

1-2　計画策定に至る経緯と体制

文化財としての文化的景観の保護が，従前の文化財の保護と決定的に違うことは，まず地域ごとの景観特性を評価し，文化的景観としての価値を抽出する必要性があることと，次いでその価値に従った保存計画を立案するとともに，地域づくりを展開して，その価値の共有や景観保全の誘導を図るということである。これまでの文化財保護は，有形文化財に顕著であるように，全国的な比較の中での価値評価があり，その保存についてもある程度示準化された方法に則ってきたのであるが，文化的景観の価値は地域特性の評価であるがゆえに，その保全も地域性を反映した個性的なものになってしかるべきであるという考え方である。特に，多様な社会関係が入り組む都市においては，さらにその特徴が顕著になる。

よって，本事業においては，まず「京都岡崎の文化的景観」の文化的景観としての価値の検討を２年かけておこない，次いでその価値に従った保存計画の検討へ進むという，２段構えの計画とした。

（１）京都岡崎の文化的景観の価値の検討

平成 22 年度から 23 年度の 2 カ年において，「京都岡崎の文化的景観調査検討委員会」（高橋康夫委員長）を設置し，調査方針や価値把握等について学識経験者による審議をおこなった。調査検討委員会における委員の構成は，下記の通りである。（以下，敬称略）

〇京都岡崎の文化的景観調査検討委員会

委員長	高橋　康夫	（京都大学名誉教授）	都市史，日本建築史
副委員長	尼崎　博正	（京都造形芸術大学教授）	日本庭園史
	上杉　和央	（京都府立大学准教授）	歴史地理学
	上原　眞人	（京都大学教授）	考古学
	小野　芳朗	（京都工芸繊維大学教授）	水環境工学
	小林　丈広	（奈良大学教授）	日本近代史
	下坂　守	（奈良大学教授）	日本中世史
	深町加津枝	（京都大学准教授）	生態学
	中川　理	（京都工芸繊維大学教授）	景観史，近代建築史

＊括弧内肩書き平成 23 年 3 月段階のもの。委員長･副委員長を除く各委員は五十音順に表記

価値の検討においては，当初，近代以降の大規模土地利用（都市公園の形成，疏水開削など）に着目し，それに関する文化的景観の理解を目的として調査を開始したが，調査の展開とともに，古代以降の大規模土地利用の変遷，そして，これらを貫くものとして，京都におけるヒンターランド（後背地）としての岡崎の役割が明らかとなった。

なお，以上の調査検討事業を通じて見いだされた京都岡崎の文化的景観に関する調査成果及び価値評価は，『京都岡崎の文化的景観報告書』（2013）として取りまとめている。

（２）保存計画の検討と策定

平成 22 年度から 23 年度にかけての価値調査の結果を踏まえ，平成 24 年度から 25 年度の 2 カ年において，「京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会」（高橋康夫委員長）を設置し，保存計画の策定等について学識経験者による審議をおこなった。保存計画策定委員会における委員の構成は，下記の通りである。

○京都岡崎の文化的景観保存計画策定委員会

【委員】

委員長	高橋　康夫	（京都大学名誉教授）	都市史，日本建築史
副委員長	尼﨑　博正	（京都造形芸術大学教授）	日本庭園史
	小野　芳朗	（京都工芸繊維大学教授）	水環境工学
	小浦　久子	（大阪大学准教授）	都市計画
	谷口　知弘	（ｺﾐｭﾆﾃｨｰﾃﾞｻﾞｲﾝ研究室代表）	地域まちづくり
	藤本　英子	（京都市立芸術大学教授）	景観デザイン

＊括弧内肩書き平成 26 年 3 月段階のもの。委員長･副委員長を除く各委員は五十音順に表記

【オブザーバー】

文化庁文化財部記念物課
　　調査官　　市原富士夫

京都府教育庁指導部文化財保護課
　　副主査　　吹田　直子

京都市総合企画局市民協働政策推進室
　　プロジェクト推進第三課長　三科　卓巳

京都市文化市民局文化芸術都市推進室
　　室長　　森川　佳昭

京都市都市計画局都市景観部
　　景観政策課長　　山本　一博

左京区役所地域力推進室
　　まちづくり推進課長　川田　唯男

京都市上下水道局水道部
　　担当部長　　松嶋　雅幸

独立行政法人国立文化財機構
　奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室（計画策定業務委託先）
　　室長　　平澤　毅
　　研究員　　惠谷　浩子
　　特別研究員　　菊地　淑人

【事務局】

京都市文化市民局文化芸術都市推進室

文化財担当部長　北村　信幸

京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

文化財保護課長	川妻　聖枝
美術工芸・民俗文化財係長	村上　忠喜
文化遺産活用係長	中島　吾郎
管理係長	北村　美紗
主任・文化財保護技師	石川　祐一

○京都岡崎の文化的計景観保存計画策定委員会開催日程

第 1 回会合　平成 24 年 7 月 31 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題：保存計画案策定の進め方

第 2 回会合　平成 24 年 11 月 16 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題：保存計画案の検討（選定範囲，重要な構成要素の特定方針）

第 3 回会合　平成 25 年 2 月 15 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題：保存計画案の検討（選定範囲，重要な構成要素の特定方針）

第 4 回会合　平成 25 年 5 月 31 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題:保存計画案の検討(保存計画の構成の検討,重要な構成要素案の検討,選定申出スケジュールの確認）

第 5 回会合　平成 26 年 1 月 7 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題：保存計画案の検討（選定申出最終案の検討），京都市景観計画の改定に関する検討）

第 6 回会合　平成 26 年 6 月 18 日（会場：京都職員会館かもがわ）

議題：保存計画案の検討（選定申出最終案の検討）

1-3　これまでの価値共有の取組

人々が営みを続けることによってその価値が保たれる文化的景観において，最も重要なことは，その地域に住む人々がその価値を理解し，主体的に保存・保全に向けた取組を実施することである。こうした主体的な取組を醸成するとともに，地域住民が考える岡崎らしさを踏まえた保存計画とすべく，下記の取組を実施した。

（１）価値調査成果の共有を目指した取組

京都岡崎の文化的景観の調査成果を地域住民・市民等に広く公表し，価値の共有を図るため，パネル展「京都岡崎の文化的景観」を開催した。この展覧会は奈良文化財研究所景観研究室及び細見美術館協力のもと，平成 24 年 3 月 13 日～22 日の日程で，細見美術館を会場におこなった。

また，同展で作成された展示パネル及びパンフレットは，その後も調査対象地域において随時開催している京都岡崎の文化的景観のイベントにおいても活用しており，細見美術館におけるパネル展に端を発して，さまざまな価値共有の取組につながっている。

（２）継承すべき要素の保護機運の向上を目指した取組

価値調査により明らかとなった景観構成要素の価値を所有者や市民等にも理解してもらい，継承しようという機運を高めるため，京都市独自の取組である「京都を彩る建物や庭園」への選定や建造物の公開イベント等を実施した。具体的には，白川沿いに所在する竹中家住宅と青山家住宅を，市民からの推薦を受け，「京都を彩る建物や庭園」へ選定した。

また，竹中家住宅では，所有者，地元建築家，市職員，学生と共に「水車の小路をつなぐ会」を発足させ，平成 24 年 12 月 24 日に主屋及び旧水車工場の公開イベント「水車の竹中―クリスマスイブの特別公開」を実施した。特別公開ではパネル展示や琵琶湖疏水の紙芝居のほか，旧水車工場への水車投影などを実施し，150 名近い来場者を得た。

なお，公開イベント前には旧水車工場の大掃除も実施した。参加した 20 名ほどの建築学専攻の学生には，竹中家やその周辺も含めた文化的景観の価値をレクチャーしたうえで掃除に取り掛かってもらった。掃除が進むと精麦業や貸家業時代の面影が徐々に姿を現し，この行為自体も価値の再発見に繋がった。

細見美術館でのパネル展示の様子

竹中家住宅の公開イベントの様子

（３）文化的景観保護に係る市民団体との協力関係づくりを目指した取組

京都岡崎の文化的景観の価値は，人々の営みやコミュニティの仕組みなどによって成り立っているため，ハード面での取組には限界がある。そこで，本計画の対象エリア内で，特に景観や環境の向上を目指した活動をおこなっている住民組織「南禅寺地域の環境を守る会」を対象にワークショップを開催した。そこでは，京都岡崎の文化的景観の経緯や価値について解説するとともに，文化的景観として目指すべき方向性と守る会の取組方針が同じであること，協働による地域づくりを進めていくことを確認した。

（４）文化的景観保護に係る新たな地域ネットワークづくりを目指した取組

上記（３）が既存の市民団体を対象としたものであるのに対し，重要文化的景観の選定を目指すエリア内には目立った組織が存在しない地域もある。こうした地域に対しては，文化的景観保護の担い手となるような地域ネットワークづくりを目指した取組を実施した。

具体的には，岡崎公園南側の旧水利用地区において，東山区粟田学区を主な活動フィールドとする「白川を創る会」が主催して開催したワークショップに協力し，地域の歴史の掘り起し，現状の価値と課題，地域の将来像等について話し合いを重ねた。会場は竹中家住宅を利用した。組織の立ち上げまではいかなかったものの，それまで全く交流がなかった住民同士の意思疎通を図ることや，文化的景観の取組への理解を深めることに繋がった。

南禅寺地域の環境を守る会での話し合い

竹中家住宅でのワークショップ１

竹中家住宅でのワークショップ２

竹中家住宅でのワークショップ３

（５）内からのまなざしー地域住民がみた「岡崎らしさ」を把握するための取組ー

平成 22 年度から 23 年度にかけて実施した価値調査では，地域住民が愛着を持つ岡崎のあり方については調査をおこなっていなかった。京都岡崎の文化的景観保存計画はそうした点も汲み取った計画とすべく，岡崎中学校の父母を対象にしたワークショップを実施し，地域の良いところや課題について聞き取りをおこなった。また，同時に，岡崎中学校での古写真展を実施し，中学生やその父母に向けて文化的景観の取組を知ってもらうとともに，その価値共有を図った。

（６）外からのまなざしー学生がみた「岡崎らしさ」を把握するための取組ー

近代以降，岡崎公園一帯は「歴史都市」としての京都というイメージを体現する場として位置付けられ，祝祭・勧業・文教といった人々が集う場としての機能を担ってきた。そこで，岡崎が有してきたこうした DNA もふまえた保存計画とすべく，来訪者からみた「岡崎らしさ」を把握した。

具体的には，京都市立芸術大学デザイン学科２回生を対象に京都岡崎の文化的景観の価値について解説し，各自が理解した京都岡崎をテーマに作品を作ってもらった。また，その作品展を，竹中家住宅で開催した。会期中は作品展示のほか，竹中家の建物公開もおこなった。

岡崎中学校でのワークショップ

岡崎中学校での古写真展

京都市立芸術大学の作品展１

京都市立芸術大学の作品展２

1-4　保存計画の構成

（１）保存計画の構成

本計画は８つの章で構成した。まず，第１章である本章で文化的景観保存計画策定の目的や検討体制といった枠組みについて記し，第２章から第４章で計画の基本的な考え方を示した。

第２章では本計画の背景として，課題や関連する上位計画等について，第３章では価値や計画対象の位置及び範囲について整理した。これらをふまえ，第４章で基本方針・将来像を示した。

第４章１節の目指すべき将来像は価値を反映したものとしたほか，選定申し出範囲の周辺地域に対する方針も示し，調査により明らかとなった価値をできるだけ保護できるよう留意した。また，保護に向けて３類型の手法を設定し，これらの詳細は第５章から第７章で類型ごとに示した。

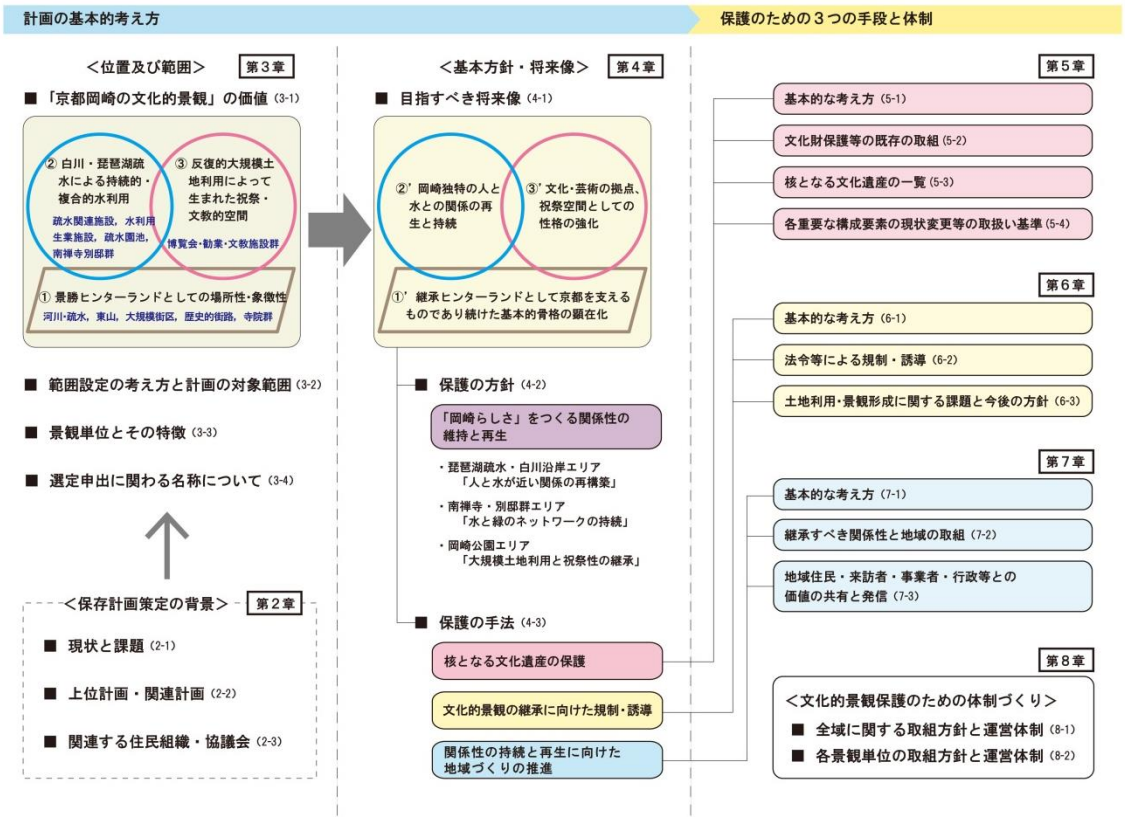

図２　保存計画のアウトライン

（２）「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」との対応

重要文化的景観の申出にあたっては，「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」（平成 17 年３月 28 日文部科学省令第 10 号）第１条２項に，文化的景観保存計画に記載すべき事項が示されている。その中では７つの項目が提示されているが，本保存計画は表１の通りその要件を満たしている。

表１　文化的景観保存計画に記載すべき事項との対応関係

「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第１条２項	京都岡崎の文化的景観保存計画
一 文化的景観の位置及び範囲	第３章　重要文化的景観の価値及び範囲
二 文化的景観の保存に関する基本方針	第４章　文化的景観の保護に関する基本方針
三 文化的景観の保存に配慮した土地利用に関する事項	第６章　文化的景観の継承に向けた規制・誘導
四 文化的景観の整備に関する事項	第５章 5-4　各重要な構成要素の現状変更等の取扱基準 第６章 6-5　土地利用・景観形成に関する課題と今後の方針
五 文化的景観を保存するために必要な体制に関する事項	第８章　文化的景観保護のための体制づくり
六 文化的景観における重要な構成要素	第５章　核となる文化遺産の保護
七 前各号に掲げるもののほか，文化的景観の保存に関し特に必要と認められる事項	第１章　保存計画策定の目的 第２章　文化的景観保存計画策定の背景 第７章　関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進

第２章　文化的景観保存計画策定の背景

2-1　現状と課題

京都は，山紫水明の都といわれ，京都盆地を取り囲み，市街地から眺望される低くなだらかな三方の山並み，鴨川をはじめ市街地を流れる河川等の豊かな水辺空間，吉田山などの点在する緑地，1200 年を超える悠久の歴史と文化を伝える世界遺産をはじめとする数多くの社寺等の建造物，史跡，名勝及び伝統的な建造物からなる風情ある町並みなどが，優れた景観を織り成す歴史都市である。

こうした京都の景観は，本来，京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化とが色濃く映し出されているものであり，日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて，京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また，時の移ろいとともに，おだやかに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の景観に奥深さを与えてきた。

京都の景観は，視覚的な眺めだけではなく，光，風，音，香りなど五感で感じられるもの全てが調和し，背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ，永く守るべきものとして認識されてきた。

同時に，京都ブランドの源泉として，“ものづくり都市・京都”の伝統と技術に支えられ，新たな京都の活力を生み出してきた（以上，「京都の景観の特性」（『京都市景観計画』第１章）より）。

京都全体をマクロにみれば，以上のような景観特性を有しているのであるが，より微細にみれば，それぞれの地域において個性的な景観が形成されている。それは都市としての歴史が長い分，人々の営みが，前時代，前々時代の土地利用の影響を受けざるを得ないということと共に，近接する地域との関係性の中で，地域毎の役割分担や機能分化が果たされてきたという歴史を反映している。しかしながら，近代的な都市整備の進行や，生活スタイルの均質化に伴い，地域ごとの個性ある景観は失われつつあるのが現状であろう。市民の意識においても，自らが住まう地域の個性について自覚的ではなくなってきていることが危惧される一方，京都全体の景観に対する意識，あるいは危機意識は高い。

（１）京都市民が望む景観―文化的景観の保護にあたっての市民意識

本節では，平成 17 年におこなった 20 歳以上の市民 3,000 人を対象としたアンケート調査（回収数 1,503（回収率 50.1%）を資料として，市民が望む「景観」意識をみる。

① 1200 年の歴史都市である京都のまちの魅力を未来に伝えるためには，どの分野に力を入れるべきだとおもわれますか。当てはまるものをすべてを選び，○印をつけてください。

１	景観（自然や町並み）の保全・再生	８０．４％
２	文化の継承・振興	６７．１％
３	京都文化を支える産業の振興	５３．６％

⇒　文化や観光をおさえて，京都の魅力を継承するためには景観が最重要であるという結果を得た。

②　「京都創生」を実現するためには，どのような施策に力を入れるべきだと思われますか。当てはまるものをすべてを選び，○印をつけてください。

1	自然景観の保全	73.2%
2	京町家など町並みの保全と再生	64.7%
3	看板などの屋外広告物の規制やビラ・貼紙の撤去	61.4%

⇒　施策への要求も，自然景観や町並みなどの景観保全に対する希望が高い。

③　現在の「京都の景観」について，どのような印象をお持ちですか。次の中から１つ選び，○をつけてください。

1	魅力ある景観は失われつつある	67.1%
2	魅力ある景観だと思う	16.7%
3	かつての魅力ある景観は失われてしまった	10.9%

⇒　一方，景観が損なわれつつあるという高い危機意識がある。

④　今後の「京都の景観」について，古くからの町並みや建物と調和した歴史的な景観であってほしいと思われますか。それとも新しいデザインや技術を取り入れた現代的な景観であってほしいと思われますか。次の中から１つ選び，○印をつけてください。

1	歴史的な景観と現代的な景観が調和した景観であってほしい。	57.9%
2	歴史的な景観であってほしい。	21.2%
3	どちらかといえば歴史的な景観であってほしい。	15.6%

⇒　京都というと，伝統的な和風のイメージが高いかと思われたが，かなり高い比率で，歴史的な景観と現代的な景観の調和を求める意見が多い。

⑤　次のうち，景観を保全・再生する必要があると思われる地域はどこですか。当てはまるものすべてを選び，○印をつけてください。

1	代表的な河川（鴨川，桂川など）とその周辺	60.7%
2	京町家やレンガ造りなどの伝統的･歴史的な建物が多く残っている地域	60.0%
3	神社仏閣などの歴史的な施設とその周辺	59.3%
4	三山（東山，北山，西山）とその山麓	50.4%
5	まとまった緑や水辺のある場所（公園や疏水など）とその周辺	41.3%

以上のような結果を得ている。

（２）文化的景観保護に向けた課題

上記のように，京都市民を対象としたアンケートでは，市民の多くが京都の魅力を伝えるためには「景観（自然や町並み）の保全・再生」が不可欠であり，そのため，「自然景観の保全」「京

町家など町並みの保全と再生」の施策を進めることが必要だと考えている。しかし，その一方で，その「魅力ある景観」が失われつつあると感じていることが分かる。

同アンケートにおいて保全・再生が求められる地域としては，

「代表的な河川（鴨川，桂川など）とその周辺」

「京町家やレンガ造りなどの伝統的・歴史的な建物が多く残っている地域」

「神社仏閣などの歴史的な施設とその周辺」

「まとまった緑や水辺のある場所（公園や疏水など）とその周辺」

があげられている。このように，市民の多くが，水辺空間や歴史的建造物によって形成される町並景観に魅力を感じ，その保全・再生を求めていることが分かる。

岡崎地域は，こうした水辺空間や歴史的な景観を有する地域として，京都における代表的な地域の一つであり，多数の観光客を集めるエリアでもある。

岡崎地域もまた，こうした「水辺空間」「歴史的建造物によって形成される町並・景観」を有している一方，開発によってその魅力を失いつつある現状にある。このため，その保護が必要とされている。

京都の魅力である水辺空間や歴史的な景観の保全に際しては，アンケート中，市民の多くが「歴史的な景観と現代的な景観が調和した景観であってほしい」と答えている。これは，単に歴史的な建造物や景観を凍結的に保存するのではなく，歴史的な空間や景観資源に新しいものを付加していくことで，さらに魅力が高まると考えているものと思われる。

岡崎地域は，古代以来の歴史を有する一方，時代によって大きく姿を変えてきた。現在に繋がる近代以降の歴史においても，博覧会などのイベントを通じて歴史的なストックに常に新しいものを付加することによって，魅力ある空間を形成してきた。よって，京都岡崎の文化的景観における将来的な課題もまた，歴史的なストックを活かしながら新しいものを付加していくことで，魅力的な「岡崎らしさ」を伝えていくことだと言えよう。

2-2　上位計画・関連計画

本市では，21 世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す「京都市基本構想」並びにその基本構想の具体化を図るために「はばたけ未来へ！京みやこプラン（京都市基本計画）」及び「各区基本計画」が策定されている。本計画は，それら上位計画に沿ったものであり，「文化芸術都市創生計画」及び「京都市景観計画」等の本計画に関連深い方針とも連携しながら，文化的景観の価値を継承するために策定するものである。

（１）上位計画

①はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）（平成 22 年 12 月策定）

【目的・内容】

京都市は，昭和 53 年（1978）に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ，これを世界に向けて宣言した。この理想を実現するために，21 世紀の最初の四半世紀における京都のグランドビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成 11 年（1999）に策定し，京都市の方針を示している。

この京都市基本構想を具体化するため，京都市基本計画が策定され，平成 13 年（2001）から平成 22 年（2010）の間に市民の主体的な参加を得て取り組む基本的な方向と主要な政策を提示した。それに続き，第 2 期の計画として，平成 23 年度から 10 年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」が策定された。

【計画期間】

平成 23 年度（2011）～平成 32 年度（2020）

【本計画との関連】

重点戦略のひとつとして，『歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する「歴史・文化都市創生戦略」』を掲げており，本計画はその実現に資するものである。

②京都市都市計画マスタープラン（平成 24 年 2 月策定）

【目的・内容】

京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即しながら，京都市基本計画や各区基本計画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため，関連分野の諸計画と連携しながら，都市計画の基本となる土地利用や都市施設，都市景観形成，市街地整備等に係る方針を明らかにしている。

【計画期間】

平成 24 年度（2012）～平成 37 年度（2025）

【本計画との関連】

景観に関する都市計画の方針のひとつに「重要文化的景観の保全」を位置づけている。そこには，「京都の景観は，山紫水明の自然景観や日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織りなされています。国内外の人々を魅了する京都の文化的景観を次世代に伝

えるため，その保全を図ります。」と記され，下記の方針等が示されている。

■具体的な方針

ア　まちなかや山間部など，日常生活や生業を通じて創り出され，長い年月の積み重ねを経て現在まで継承されてきた京都の文化的景観が，国が選定する重要文化的景観となるよう，地域が育ててきた景観を守っていこうとする人々などと連携しながら取組を進めます。

■施策の一例

重要文化的景観の選定の申出に向けた調査の実施　　等

③京都文化芸術都市創生計画（平成 19 年 3 月策定）

【目的・内容】

京都市では，京都の優れた文化や美しい景観を，保存，再生，創造，更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに，その文化面の取組として，京都のまちを，より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして，平成 18 年（2006）4 月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき，今日的な社会動向等を踏まえつつ，「京都市基本計画」の文化芸術の分野別計画として，平成 19 年（2007）3 月に「京都文化芸術都市創生計画」を策定した。「文化財の保護・活用，景観の保全・再生など，文化芸術振興のための環境整備に努める」ことを謳っており，その実現に資するものである。

【計画期間】

平成 21 年度（2009）～平成 30 年度（2018）

【本計画との関連】

この計画では，京都がリードする文化芸術のまちづくりとして，計画前半期の 5 つの先行プロジェクトとして，「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」，「文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などを掲げた。

さらに，岡崎に関連して，総合施策の項目に下記のものが挙げられている。

（6-ｳ）岡崎地域活性化に向けた取組

（9-ｴ）地域文化遺産の保存と活用の促進

（9-ｶ）無鄰菴の保存と活用

（10-ｱ）重要文化的景観選定の推進

（11-ｱ）京都会館の創造・発表拠点としての再整備

（２）景観計画

①京都市景観計画（平成 17 年 12 月策定）

【目的・内容】

京都市景観計画は，京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を，地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため，景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針，市街

地の良好な景観の保全･創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

【計画期間】

平成 17 年度～

【本計画との関連】

重要文化的景観の選定申出には,京都市が定める景観法に規定する景観計画区域にある文化的景観であって，その文化的景観に対して必要な規制が定められている必要がある（文化財保護法第 134 条第 1 項)。本計画の対象地はすでに京都市景観計画の景観計画区域内にあり，その区域区分の中でも，風致地区，歴史的風土保存地区，歴史的風土特別保存地区，美観地区に当たる。

なお，岡崎地域活性化ビジョンの実現に向け，平成 24 年 2 月に京都市景観計画を一部変更した。

（３）岡崎地区が含まれる左京区及び東山区の基本計画等

① 左京区基本計画（左京はあとふるプラン）（平成 23 年 3 月策定）

【目的・内容】

「自然を愛で，歴史を学び，文化を楽しむ「豊かなこころを」を大切に伝える」ことを掲げ，全体としては，「美しい自然のまちづくり」「歴史・文化・学問のまちづくり」「ひとにやさしいぬくもりのまちづくり」の 3 点を強調，広大な左京区のエリアを 5 つに分けて，それぞれに目標を設定している。

【計画期間】

平成 23 年度（2011）から平成 32 年度（2020）

【本計画との関連】

目標その２に「歴史・文化・学問のまちづくり」を掲げ，「まちの環境が大きく変わっていく中で，歴史資源・文化財・景観を守り育てていかなければなりません。変わらないものと変わっていくものが共存できるまちを目指すことが重要です。」と謳っており，その実現に資するものである。

② 東山区基本計画「東山・まち・未来計画２０２０」（平成 23 年 1 月策定）

【目的・内容】

恵まれた自然環境や質の高い伝統文化など，東山区の個性と魅力を最大限に生かしながら，人口減少や少子高齢化，住環境問題，観光シーズンの深刻な交通渋滞など，東山区が抱えているさまざまな課題に的確に対応し，新たな時代にふさわしいまちの未来像とそれを実現するために進むべきまちづくりの方向を示す。

【計画期間】

平成 23 年度（2011）から平成 32 年度（2020）

【本計画との関連】

未来像２で「ゆっくりした時間と奥深く魅力のある空間が広がり，五感が洗練されるまち・東山」と謳っており，その実現に資するものである。

（４）具体的な事業計画

①京都市歴史的風致維持向上計画（平成 21 年 11 月認定）

【目的・内容】

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第５条に基づき，平成 21 年（2009）11 月 19 日に主務大臣（文部科学大臣，農林水産大臣，国土交通大臣）より認定された計画である。

【計画期間】

平成 21 年度（2009）～平成 30 年度（2018）

【本計画との関連】

平成 23 年度（2011）からの 10 年間を計画期間とした新たな基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の策定及び岡崎地域活性化ビジョンの策定を受け，平成 24 年（2012）2 月 14 日付での計画変更の認定により，白河（岡崎・吉田）が新たに重点区域となった。岡崎界隈の近代建築物等の歴史的建造物や街路の保全・修景などの取組を推進するため，歴史的風致の維持及び向上に資する事業として以下の内容が追加された。

■名勝無鄰庵庭園の整備（平成 23 年度～）

■官民連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進（平成 23 年度～）

■京都会館再整備（平成 24～26 年度）

■京都市動物園再整備事業（平成 21～27 年度）

②岡崎地域活性化ビジョン（平成 23 年 3 月策定）

【目的・内容】

岡崎地域の優れた都市景観を将来へ保存継承しながら，世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに，更なる賑わいを創出するため，その羅針盤として平成 23 年 3 月に策定された。このビジョンの特徴としては，①岡崎の魅力・ポテンシャルを包括，②50 年後，100 年後を見据えた「将来像」を設定，③官民の様々な主体が連携して取り組む「方策」を掲載，④様々な方策を実現していくための「プロセス」を掲載，⑤ビジョン推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織の設立，が挙げられる。

【計画期間】

平成 23 年度（2011）～

【本計画との関連】

岡崎文化芸術・交流拠点地区は重要文化的景観申出対象区域内にあり，平安神宮，ロームシアター京都，京都市勧業館，京都市美術館，京都市動物園などを含む文化・交流施設が集積するエリアである。古代においては六勝寺の寺域にあたり，近代には博覧会会場という祝祭空間としての機能を担ってきた。

③京都市生物多様性プラン（平成 26 年 3 月策定）

【目的・内容】

京都ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継いでいくため，目指すべき生物多様性保全の方向性を示した計画である。本プランは，「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画に位置付くもので，基本理念は，『生物多様性の保全・再生と持続的な利用』である。

【計画期間】

平成 25 年度（2013）～平成 32 年度（2020）

【本計画との関連】

京都市における生物多様性に係る先進的な取組として「岡崎庭園群の文化的景観の保全」が挙げられている。岡崎の庭園群には琵琶湖疏水を通じて様々な生き物が生息していることから，「岡崎地域を保全し，更に発展させていくため，ガイドライン等の検討を進め，自然と共生した岡崎の文化的な景観を保全」するとしている。

2-3　関連する住民組織・協議会等

まちづくりや景観保全を推進するため,岡崎地域にはいくつかの住民組織や協議会がすでに活動している。これら団体の活動が，京都岡崎の文化的景観に関する実質的な保護の取組につながる。本計画では，これらの団体と連携しながら文化的景観の保護を図るため，関連する住民組織や協議会の概要を整理する。

（１）景観保全に関連する住民団体（図３）

①南禅寺地域の環境を守る会

【対象地域】

南禅寺を中心とした白川通から東山山麓にかけての一帯

【目的・内容】

寺院や別邸が集まる南禅寺界隈の環境を保全することを目的とする。地域の草刈りや清掃をおこなう他，環境阻害要因の自主的なチェックや行政への要望，南禅寺参道のマツの植替えなどをおこなっている。

②白川を創る会

【対象地域】

仁王門通～古門前通にかけての白川とその一帯

【目的・主な活動】

昭和 48 年（1973）より白川の美化活動をおこなってきた「クリーン白川の会」の継承組織として平成 24 年 11 月に組織された。前身団体の意思を引き継ぎ，河川の美化，環境教育，歩行空間の創出，住民の憩える場づくりに向けたまちづくり活動をおこなうことを目的としている。

主な活動としては，白川の清掃活動や白川での「子ども夏祭り」，餅つき大会等を毎年実施している。今後は，地域ビジョン策定のためのワークショップや空き家対策なども積極的に実施していく予定である。

（２）景観保全に関連する協議会（図３）

①京都岡崎魅力づくり推進協議会

【対象地域】

岡崎の核（コアゾーン）：岡崎公園，平安神宮，ロームシアター京都，京都市勧業館，京都国立近代美術館，京都市動物園，琵琶湖疏水記念館

検討対象エリア：東山山麓（東側）～丸太町通（北側）～鴨川（西側）～三条通（南側）の一帯

【目的・内容】

平成 23 年 3 月に策定された岡崎地域活性化ビジョンの推進を担う官民連携のエリアマネジメント組織として，立地する施設や団体，事業者，関連分野の団体など 27 団体の参画の下，平成

23 年 7 月に設立された。

岡崎地域の文化・交流ゾーンとしての機能を一層発揮するとともに，更なる賑わいを創出するため，「岡崎ときあかり　～あかりとアートのプロムナード」や「京都岡崎レッドカーペット」といった各種イベントのほか，岡崎に関する総合情報パンフレット「岡崎手帖」の発行，岡崎の多彩な地域資源を広く発信していくための『地図で読む　京都・岡崎年代史』の発行などを実施している。

②京都伝統文化の森推進協議会

【対象地域】

東山風景林：約 190 ヘクタール

【目的・内容】

京都に根付く貴重な歴史的，文化資産を継承し，日本文化を再生する森づくりを進めるため，平成 19 年 11 月に設立された。本協議会では，国有林の「レクリエーションの森」サポーター制度を活用して，学識経験者や民間団体等の広範な関係者の参加により，京都東山の文化的価値の発信をおこなうとともに，協議会の活動に賛同される企業等からの提供資金を活用して，森林整備・景観対策を実施している。

活動は「文化的価値の発信」と「森林整備・景観対策」の２本柱から成る。協働での森林整備や清掃活動のほか，シンポジウム等も実施している。

（３）自治会（図４）

京都岡崎の文化的景観の価値調査の対象としたエリアは，学区ごとに，計６つの自治連合会等が活動をおこなっている。各会では，地域の祭りの運営や清掃活動，防災活動などを実施している。

〇岡崎自治連合会（左京区）

〇聖護院自治連合会（左京区）

〇川東町内会連合会（左京区）

〇錦林東山各種団体連絡協議会（左京区）

〇新洞連合会（左京区）

〇粟田自治連合会（東山区）

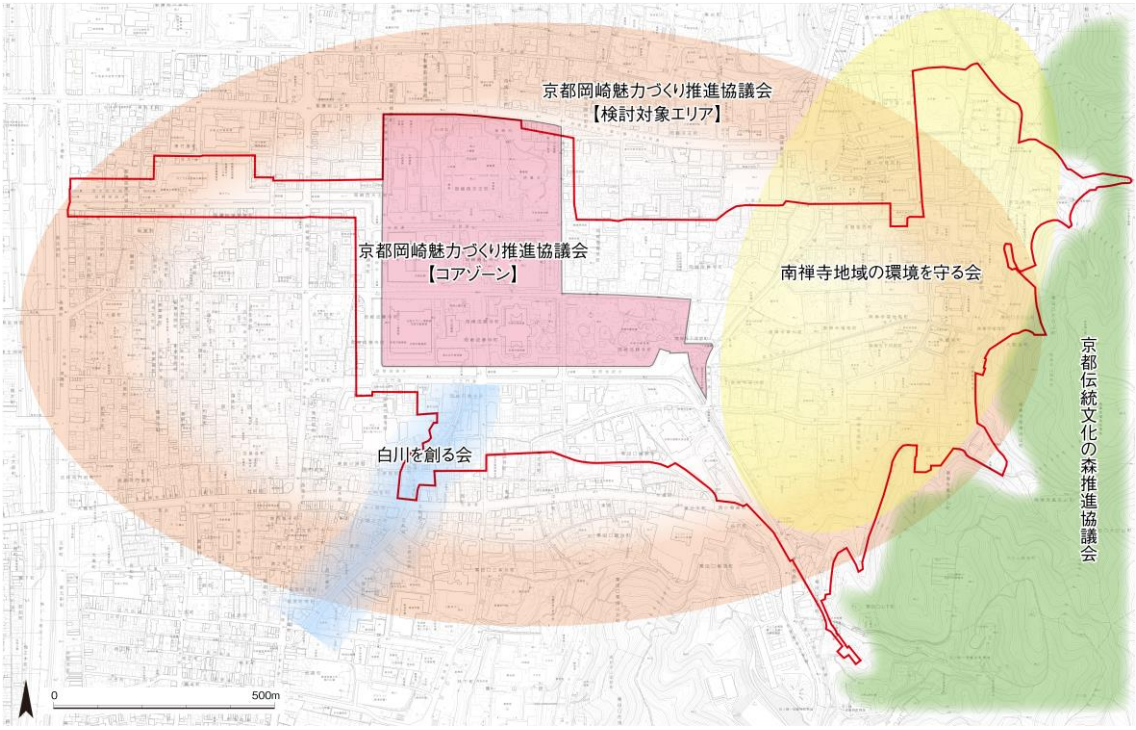

図３　住民団体等の活動対象エリア

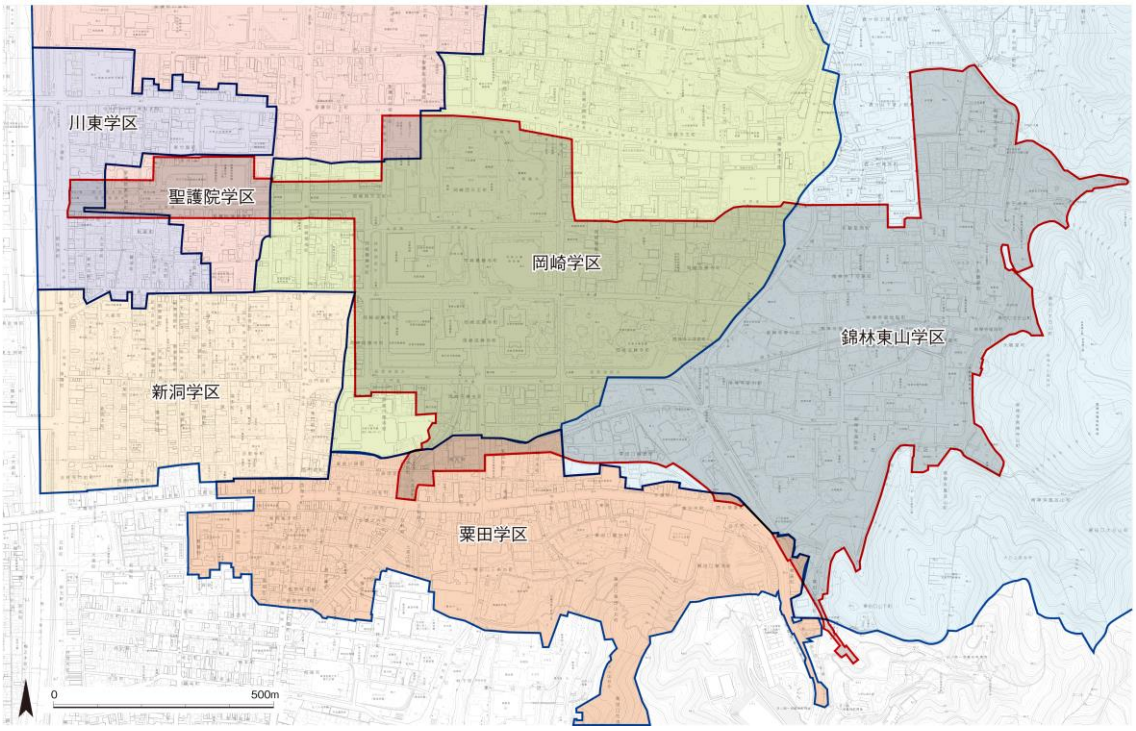

図４　自治会の活動対象エリア

（※図３・４の朱線は重要文化的景観への申出範囲を示している）

第３章　文化的景観の価値及び範囲

3-1 「京都岡崎の文化的景観」の価値

平成 22 年度～23 年度に都岡崎の文化的景観についての調査を実施し，「京都岡崎の文化的景観調査検討委員会」において，その価値評価について検討した。調査成果に基づく同委員会での検討により，京都岡崎の文化的景観としての価値として下記の 3 点を抽出するに至った。

I.　景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性

京都岡崎という地域は，平安京・京都の政治的・経済的・社会的・文化的・宗教的な影響が強く及ぶ地域であったが，「受け身」ではなく「支える」ヒンターランド，首都機能を補完する地域として位置づけることができる。

平安時代には東山山荘や白河殿などの多くの別業が営まれた。そして，8 世紀半ばには別荘は寺院へと転換され，東山山麓の景勝地には禅林寺（永観堂）などに代表される寺院が営まれる。

さらに 11 世紀になると，法勝寺等の六勝寺に代表される大規模寺院が建立され，院政期の白河殿とともに副都心としての岡崎という位置づけを確立した。鎌倉時代には，岡崎は東海道の出入口ともなり，交通の要衝としての機能も帯びることとなった。また，正応 4 年（1291）には南禅寺も創建され，都への入口を防御する役割も担った。

しかし，室町時代になると嵯峨など西方の周縁地域が重視されるようになり，岡崎一帯は都市から農村へのベクトルを向き始める。そして，応仁の乱によりその流れは決定的となり，近郊農村としての位置づけ，性格を帯びることとなった。ただし，東海道の出入口としての交通の要衝という役割は継続しており，東海道を重視した江戸幕府の統治下ではその役割は一層高まった。

また，江戸時代には檀王法林寺の再興（慶長 16 年）や頂妙寺の移転（寛文 13 年）などによって岡崎一帯は宗教的色彩を高めることとなった。とくに，宝永 5 年（1708）の京中大火では，焼失した禁裏の南の町々と多数の寺院が岡崎に集団移転した。これが，現在も川東二条の地域に存在する寺町の形成への契機となった。

近世を通じた近郊農村としての岡崎の役割が大きく変化したのは，幕末の動乱期における彦根・阿波・安芸・越前・加賀等の大規模藩邸の建設であった。これにより，再び都市的機能を取り戻すこととなった。藩邸は，その後の明治維新，大政奉還によって取り壊されることとなったが，東京奠都以後，琵琶湖疏水の開削，内国勧業博覧会の実施，平安神宮の建設等により，京都の近代化と対応して岡崎も大きな役割を担うこととなった。そのなかでは，疏水を利用した文化や社会経済（生業）の成立，勧業・文教地域としての位置づけなど，現在まで継承される岡崎の社会的，文化的性格も規定されることとなった。

いずれにせよ，京都において岡崎は，政治的・社会的中心域との関係のなかで，有形・無形の文化が形成されてきたことは通史的に位置づけられることである。近代に生じたさまざまな変化

や潮流もそうした歴史的基盤に即したものであり,「景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性」は古代から現代まで一貫して，京都岡崎という地域に根づく性格であると考えることができる。

II. 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用

明治時代の琵琶湖疏水開削以後，岡崎界隈では多くの用途で水資源が利用された。

疏水園池は庭園という文化的側面に大きな影響を与えた。それぞれの園池において疏水本線，分線及び扇ダム放水路などを通じての取水が行われ，庭園文化が形成された。こうした疏水園池では琵琶湖由来の生態系の一端を確認することができ,そのなかにはイチモンジタナゴに代表されるような,琵琶湖では既に絶滅したと考えられている種も疏水園池には生息していることが調査の結果から明らかになった。したがって，疏水園池は文化的な観点からの重要性とともに，生態学的な観点からも現代的な価値が見出せる。

他方で，琵琶湖疏水に由来する水資源を生業に利用し，多くの生業が成立し，そうした生業は現在もなお継承され続けているという側面も重視する必要がある。すでに，冒頭に述べた価値の全体像においても指摘したとおり，疏水からもたらされた水を動力として水車を動かし，製麦や精米，伸銅，製材などに代表される産業を形成した。大正から戦前の地域経済を考えるうえで，これらの諸産業は大きな役割を果たした。

なお，疏水は発電にも用いられた。夷川発電所および蹴上発電所における水力発電による電力は，生業にかかる動力の転換，また社会的環境変化のなかで大きな役割を果たした。

このように白川･琵琶湖疏水による水資源は複合的に利用されてきたと位置づけることができる。そして，すでに価値の全体像において捉えたように，疏水と地域の関係性は岡崎という地域の文化的景観を考えるうえで象徴的に理解される。そうしたなかで，ここで指摘した「持続的・複合的水利用」という価値の在り方は重要性を帯びるのである。

III. 反復的大規模土地利用によって生まれた地域構造

本質的価値Ⅰ「景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性」において指摘した通り，京都岡崎の土地利用の特徴のひとつは,都市的性格と農村的性格を歴史的に繰り返すという点によって理解される。

そうしたなかで，都市的性格へと転換するにあたり，それぞれの段階において大規模開発が進行することとなる。つまり，古代における別業の開発や六勝寺の建立，江戸時代における川東二条の寺町の形成，幕末の大規模藩邸の建設，近代の琵琶湖疏水開削や第４回内国勧業博覧会開催に伴う会場開発，さらには内国勧業博覧会後の跡地利用としての岡崎公園（及び文教施設）の建設などが挙げられる。都市へのベクトルと農村へのベクトルとの反復のなかで，大規模な土地利用が繰り返される。こうした過程は，古代を中心とした寺院跡のうえに，近代に由来する多くの構成要素が立地していることなどから，地図上でも確認することができる。

そして，大規模土地利用が反復的になされてきたということに，岡崎という地域に対する認識が史的に一貫してなされてきた証左として理解することができよう。

3-2　範囲設定の考え方と計画の対象範囲

本計画の対象地は京都市東北部の左京区に位置する。

京都岡崎の文化的景観に関する価値調査（平成 22 年度～平成 23 年度）では，その対象地域を，東は東山山麓（疏水分線）に，西は鴨川に，北は丸太町通に，南は三条通に接する範囲とした。その結果，この範囲全体に通底する価値を確認することができた（本章 3-1 参照）。さらに，地域の成り立ちや実際の景観から，性格の異なる領域的まとまりがみられた。つまり，①琵琶湖疏水・白川沿岸エリア，②南禅寺・別邸群エリア，③岡崎公園エリア，④鴨東寺町エリア，⑤三条・粟田口・蹴上エリアの５つである（図５）。

これらのエリアは形態的にも機能的にも分化した諸部分からなるが，それら部分相互のあいだ，および部分と全体とのあいだにも密接な関係がある。具体的には，①琵琶湖疏水・白川沿岸エリアの近代工業地跡と②南禅寺・別邸群エリアの社寺や別邸群，③岡崎公園エリアの祝祭・勧業施設群は，琵琶湖疏水の水のネットワークや生態系，近代という切り口から見た都市と建築との関係といった視点でみると，有機的に結びついた関わり合いを持っている。一方，④鴨東寺町エリアと⑤三条・粟田口・蹴上エリアは，近世京都の流通往来や新地開発といった都市性を考える上で切り離すことはできない。また，東山は京都岡崎の文化的景観の価値を語るうえで切り離すことはできないが，歴史的風土特別保存地区もしくは第１種自然風景保全地区に指定されており，すでに十分な保護措置がとられている。

そこで，今回の計画の対象範囲は，都市－疏水－建築－生態系という連続性の中でより相互に関係している，①琵琶湖疏水・白川沿岸エリア，②南禅寺・別邸群エリア，③岡崎公園エリアとし，その中でも特に重要な部分を重要文化的景観の申出範囲と定めた（図６）。

図５　調査から導き出された領域的まとまり

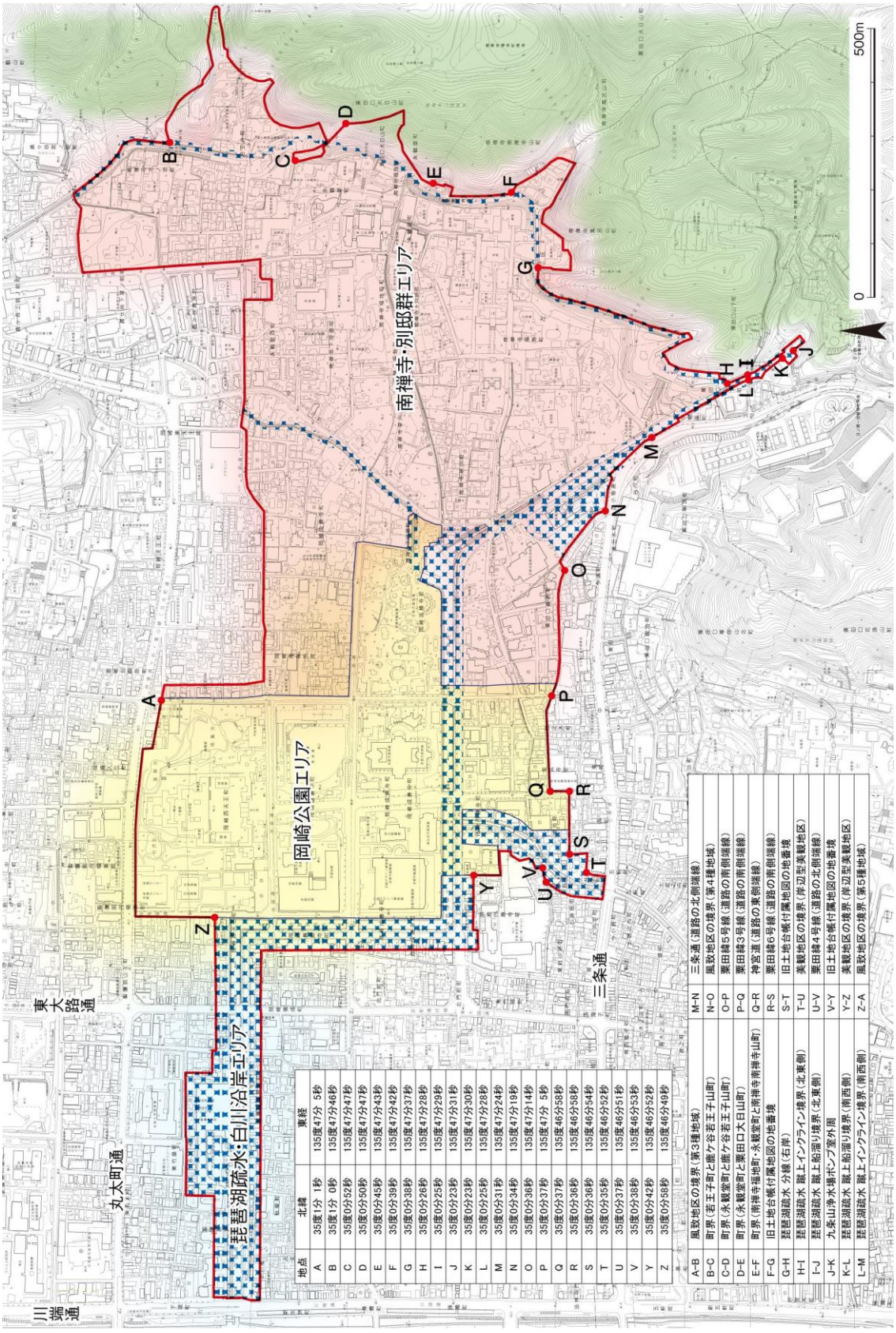

地点	北緯	東経
A	35度1分 1秒	135度47分 5秒
B	35度1分 0秒	135度47分46秒
C	35度0分52秒	135度47分47秒
D	35度0分50秒	135度47分47秒
E	35度0分45秒	135度47分43秒
F	35度0分39秒	135度47分42秒
G	35度0分38秒	135度47分37秒
H	35度0分26秒	135度47分28秒
I	35度0分25秒	135度47分29秒
J	35度0分23秒	135度47分31秒
K	35度0分23秒	135度47分30秒
L	35度0分25秒	135度47分28秒
M	35度0分31秒	135度47分24秒
N	35度0分34秒	135度47分19秒
O	35度0分36秒	135度47分14秒
P	35度0分37秒	135度47分 5秒
Q	35度0分37秒	135度46分58秒
R	35度0分36秒	135度46分58秒
S	35度0分36秒	135度46分54秒
T	35度0分35秒	135度46分52秒
U	35度0分37秒	135度46分51秒
V	35度0分38秒	135度46分53秒
Y	35度0分42秒	135度46分52秒
Z	35度0分58秒	135度46分49秒

A-B	風致地区の境界（第3種地域）
B-C	町界（若王子町と鹿ケ谷若王子山町）
C-D	町界（永観堂町と鹿ケ谷若王子山町）
D-E	町界（永観堂町と粟田口大日山町）
E-F	町界（南禅寺福地町・永観堂町と南禅寺南禅寺山町）
F-G	旧土地台帳付属地図の地番境
G-H	琵琶湖疏水 分線（石岸）
H-I	琵琶湖疏水 蹴上インクライン境界（北東側）
I-J	琵琶湖疏水 蹴上船溜り境界（北東側）
J-K	九条山浄水場ポンプ室外周
K-L	琵琶湖疏水 蹴上船溜り境界（南西側）
L-M	琵琶湖疏水 蹴上インクライン境界（南西側）
M-N	三条通（道路の北側端線）
N-O	風致地区の境界（第4種地域）
O-P	粟田綱5号線（道路の南側端線）
P-Q	粟田綱3号線（道路の南側端線）
Q-R	神宮道（道路の東側端線）
R-S	粟田綱6号線（道路の南側端線）
S-T	旧土地台帳付属地図の地番境
T-U	美観地区の境界（岸辺型美観地区）
U-V	粟田綱4号線（道路の北側端線）
V-Y	旧土地台帳付属地図の地番境
Y-Z	美観地区の境界（岸辺型美観地区）
Z-A	風致地区の境界（第5種地域）

図６　申出範囲と申出範囲界の考え方及び景観単位

3-3　景観単位とその特徴

先述のとおり，本計画の対象範囲は３つの景観単位から成る。それら３つの特徴は下記の通りである。

（１）琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

琵琶湖疏水・白川沿岸エリアは，疏水の水を動力とした水車動力や舟運，工業用水などに疏水の水が多彩に利用してきた場所で，現在も旧疏水利用生業施設などが立地する地域である。

特に水車動力の利用面では，精米，製麦，製材，伸銅などさまざまな生業への展開がなされ，南禅寺界隈とは大きく異なった水利用がおこなわれていた地域として理解することができる。水車を用いなくなった現在でも一連の生業が同地に継承されていることは，地域の記憶として重要である。

現在の都市計画規制としては，用途地域：第１種住居地域，景観計画：疏水沿い岸辺型美観地区に対応するエリアである。

（２）南禅寺・別邸群エリア

南禅寺・別邸群エリアは東山の山裾に位置し，南禅寺及び周辺の別邸群，疏水園池等を主とした地域である。中世の南禅寺建立，また近代の別邸群や疏水園池の形成などの歴史の積み重なりのなかで，調査対象地域の中でも極めて豊かな水環境や動植物の生息環境が保たれてきた場所である。現在でもそうした質の高い空間が残る地域として理解される。

現在の都市計画規制としては，地域地区：歴史的風土特別保存地区（南禅寺境内）／第１・２種中高層住居専用地域，景観計画：風致地区１種（南禅寺境内）／風致３種・風致特別修景地域に対応するエリアである。

（３）岡崎公園エリア

岡崎公園エリアは第４回内国勧業博覧会に由来する祝祭・勧業地区であり，現在は文教地区の意味合いも強化されている。現在でも岡崎公園一帯には，動物園，美術館，図書館，ホールなどの公共施設が立地し，また，平安神宮がその中心で象徴的な役割を担っている。また，地区の端々には古代の六勝寺の基壇跡などもみられ，発掘調査においても各種の遺構が検出されている。そうした点で，反復的大規模土地利用がもっとも特徴的におこなわれていた地域としても理解できる。

現在の都市計画規制としては，用途地域：第２種住居地域，景観計画：風致４・５種に対応するエリアである。

3-4　選定申出に関わる名称について

鴨川東岸から京都盆地東方の山麓部にかけての一帯が「東山」であり，白川の流域一帯の地域名である「白川（白河)」も時には東山と同じ意味用いられることがあった。この東山・白川地域の中心部にあって，東国と結ぶ交通の要衝，そして別業の営まれる景勝の地が，狭義の白河，あるいは岡崎である。岡崎の名称は，平安時代末期には使われていた地域名称であり，現在では白川が限定的な地域名となってしまったのに比して,かつての広域名称として命脈を保つ名称であることから，本文化的景観の選定申出名を,「京都岡崎の文化的景観」とした。

第４章　文化的景観の保護に関する基本方針

4-1　目指すべき将来像

調査研究により明らかとなった価値に基づき，市民と行政がともに共有し，実現を目指すべき京都岡崎の文化的景観の将来像として，以下の３点を設定する。

■ 景勝ヒンターランドとして京都を支えるものでありつづけた基本的骨格の継承

東山山麓という場所性や東山への眺望，また，古代から現在まで岡崎地域に根付いてきた平安京・京都を支える地域としての土地利用や街路など，景勝ヒンターランドとして京都を支えるものであり続けた基本的骨格を継承する（価値Ⅰ:「継承ヒンターランドとしての場所性・象徴性」に依拠）。

■ 岡崎独特の人と水との関係の持続と再生

疏水園池への水利用のネットワークや琵琶湖疏水を利用した生業といった近代に形成された価値のみならず，水辺のオープンスペースといった新たな価値も積極的に評価し，保全を図ることで，岡崎独特の人と水との関係を持続・再生させる（価値Ⅱ「白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用」に依拠）。

■ 文化・芸術の拠点，祝祭空間としての性格の強化

関連部局と調整を図りながら，有形文化財として継承すべき施設は保存し，その他の公共施設や外部空間は歴史性や統一感に考慮した整備をおこなうことで，文化・芸術の拠点，また祝祭空間としての性格を強化する（価値Ⅲ「反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間」に依拠）。

4-2　保護の方針

目指すべき将来像の実現に向けた保護の方針を，以下のように設定する。

（１）重要文化的景観選定申出範囲全域

「『岡崎らしさ』をつくる関係性の維持と再生」

京都岡崎の文化的景観は核となる文化遺産や景観単位といった形態的にも機能的にも分化した諸部分からなるが，それら部分相互のあいだ，および部分と全体とのあいだにも密接な関係がある。例えば，南禅寺・別邸群エリアの寺社や別邸群といった個々の景観構成要素は，琵琶湖疏水を介した水のネットワークで結ばれている。また，京都岡崎の文化的景観にとって東山への眺望の確保は欠かせない。

これまで「岡崎らしさ」としてとらえられてきたものの多くはこうした関係性の中で育まれ，価値づけられてきたものである。京都市の関連計画や取組などと連携しながら，これらを維持し，また場合によっては再生を目指す。

（２）琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

「人と水が近い関係の再構築」

①琵琶湖疏水・白川の産業利用の再発見

琵琶湖疏水や白川を直接利用した生活・生業の名残である景観構成要素を保存・活用するとともに，関係部局と連携した水辺空間の質の向上等を通じて，人と水とが近い関係にある中で育まれてきた沿岸部の価値を再構築していく。

②歴史的価値のある疏水施設の保護

本エリアの大部分を占める琵琶湖疏水とその関連施設群の管理主体である京都市上下水道局と連携し，各要素の補修や再整備等の際には文化的景観としての価値に配慮するとともに，地域住民や来訪者に向けた情報発信・価値共有に取り組む。

③地域住民を主体としたまちづくりの推進

琵琶湖疏水の沿岸部及び白川の沿岸部には，琵琶湖疏水の水を利用してきた水車工場や関連する施設，夷川船溜の北側・南側にみられる疏水開削時の土盛りなど，かつての様相を伝える要素が残る。しかし，時代が進む中で建物の建て替えや用途の変更が起こり，その歴史は地域に住む住民の中からも薄れつつある。文化的景観の価値を保護していくためにも，地域住民を主体としたまちづくりを推進していく。

（３）南禅寺・別邸群エリア

「水と緑のネットワークの持続」

①質の高い建造物や疏水を利用した庭園の保護

南禅寺界隈の寺院や別邸などの建造物や庭園といった個別の景観構成要素はもちろんのこと，

それらが群となることで見いだされる価値（高さのある生垣や塀の連続性，東山への眺望，植栽としてのアカマツ，等）も保護していく。

②琵琶湖疏水を利用した水のネットワークの保全

琵琶湖疏水の水を利用した園池群を結ぶ水路網を保全する。また，疏水のネットワークを介して園池群に外来魚が流入することを防ぐよう努める。

③既存の住民組織への文化的景観の周知と働きかけ

本エリアには「南禅寺地域の環境を守る会」という住民組織がすでに存在しており，清掃や地域の見守りなどの活動をおこなっている。この会を通じて文化的景観としての地域の価値を周知するとともに，今後，地域の自主的な取り決めを定めるなど，より実効性の高い保護の方策を検討する。

（４）岡崎公園エリア

「大規模土地利用と祝祭性の継承」

①古代からの大規模土地利用の継承とその意味の顕在化

古代の白河街区に由来する大規模な土地利用を継承する。

②祝祭・勧業・文教空間としての性格の強化

公共施設や街路の再整備の際には，祝祭・勧業・文教空間としての岡崎公園の特性に配慮し，さらに，より充実したものとなるよう努める。

③京都岡崎魅力づくり推進協議会によるエリアマネジメント

京都岡崎魅力づくり推進協議会と連携し，価値を広く普及していく取組（広報活動やイベント開催など）を推進する。

（５）申出範囲周辺地域に対する保護の方針

■鴨東寺町エリア及び三条・粟田口・蹴上エリア

京都岡崎の文化的景観の調査において独特の価値が見出された岡崎一帯の内，鴨東寺町エリアと三条・粟田口・蹴上エリアは今回の選定申出範囲には含まれない。しかし，その価値が明らかとなった地域であり，また，選定申出範囲に隣接する地域であるため，何らかの手立てで保護を図る必要がある。そこで，住民レベルでの保護の取組を推進するため，鴨東寺町エリアでは新洞連合会と，三条・粟田口・蹴上エリアでは粟田自治連合会と協議を進めることとする。

行政レベルでは，京都市景観計画において，両エリアに関わる「美観地区における良好な景観の保全に関する地域別方針」を価値に沿った内容に充実させる検討を進めることとする。

■東山山域

岡崎地域の価値において，その東になだらかに連なる東山の存在は欠かせない。一帯の山林は東山風致地区に指定されており，すでに一定の保護措置が講じられている。

特に，岡崎地区からの眺望対象となる南禅寺裏山林の大部分は国有林で，北側の南禅寺山国有林（42.16ha）と南側の大日山国有林（34.09ha）から成る。両者は東山三十六峰のうち十四峰を

占める「東山風景林」の一部にも指定されており，自然環境の維持・保全，またその整備活用が図られている。

平成 19 年，東山風景林及び周辺民有林の整備・管理・活用を推進するため，京都伝統文化の森推進協議会が設立された（第１章４節参照）。そして，この推進のため，京都伝統文化の森推進事業連絡調整会議が設けられた。連絡調整会議では，伝統文化の森推進事業で検討している内容が国有林の各種計画や京都市の各種条例に抵触していないかの検討等をおこなっており，文化財保護課も会議メンバーとなっている。そこで，京都伝統文化の森推進協議会と連携し，文化的景観の文脈にも配慮した東山山域の保護を進めるよう調整を図ることとする。

4-3　保護の手法

目指すべき将来像を実現するため，本計画では以下の３類型の手法で保護を図ることとする（図７）。

Ⅰ類型：核となる文化遺産の保護（第５章）

『京都岡崎の文化的景観調査報告書』の中で，京都岡崎の文化的景観全体の価値を表出する有形の要素として示された景観構成要素を「核となる文化遺産」として位置付け，保存，修理，公開等を通じて保護を図る。

さらに，その中から特に保護の対象とすべきものを「重要な構成要素」として特定し，文化的景観の文脈の中での保護を進めることとする。

Ⅱ類型：文化的景観の継承に向けた規制・誘導（第６章）

京都岡崎の文化的景観として価値を見出されたエリア全体について，その価値を守り，より良いものへと導いていく必要がある。そのため，平成 24 年～平成 37 年における京都市都市計画マスタープランの中に文化的景観を位置付けた。さらに，今後は，京都岡崎の文化的景観の価値に沿った景観誘導を図っていくこととする。

Ⅲ類型：関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進（第７章）

第Ⅰ・Ⅱ類型の手法で守るべき京都岡崎の文化的景観の価値は，その価値をつくり上げてきた人々の営み，その中で育まれた技術や文化，コミュニティの仕組みなどにより成り立っているものである。よって，その保護のために，地域住民への価値の周知やまちづくりの働きかけ，来訪者へのガイダンス施設やサインの整備，庁内関連部局との調整・連携等に取り組んでいくこととする。

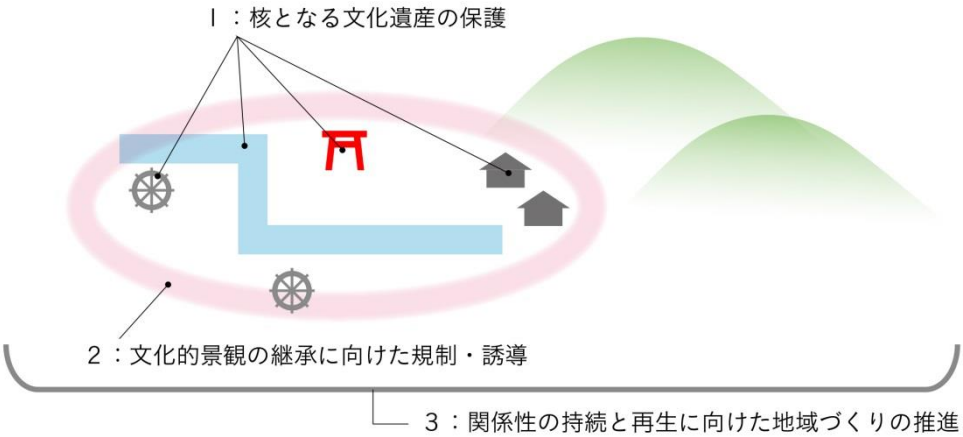

図７　３類型の手法による保護の概念図

表２　保存計画のアウトライン

基本方針 ＼ 保護の手法	重要文化的景観選定申出範囲全域　【「岡崎らしさ」をつくる関係性の維持と再生】		
	A　琵琶湖疏水・白川沿岸エリア **【人と水が近い関係性の再構築】** ○ 琵琶湖疏水・白川の産業利用の再発見 ○ 歴史的価値のある疏水施設の保護 ○ 地域住民を主体としたまちづくりの推進	**B　南禅寺・別邸群エリア** **【水と緑のネットワークの持続】** ○ 質の高い建造物や疏水を利用した庭園の保護 ○ 琵琶湖疏水を利用した水のネットワークの保全 ○ 既存の住民組織等への文化的景観の周知と働きかけ	**C　岡崎公園エリア** **【大規模土地利用と祝祭性の継承】** ○ 古代からの大規模土地利用の継承とその意味の顕在化 ○ 祝祭・勧業・文教空間としての性格の強化 ○ 京都岡崎魅力づくり推進協議会によるエリアマネージメント
Ⅰ類型 **【核となる文化遺産の保護】**	■ 重要な構成要素の特定による重点的な保護 ＊河川・琵琶湖疏水 ＊琵琶湖疏水関連施設 ＊水利用生業施設　など	■ 重要な構成要素の特定による重点的な保護 ＊寺院 ＊南禅寺別邸・疏水園地　など	■ 重要な構成要素の特定による重点的な保護 ＊街区（岡崎街区） ＊歴史的街路・基壇 ＊博覧会・勧業・文教施設　など
Ⅱ類型 **【文化的景観の継承に向けた規制・誘導】**	■ 景観計画に文化的景観を位置付けて面的に景観を整える ＊美観地区における岡崎らしい水辺空間の形成 ■ 都市計画等の見直しの検討　など	■ 景観計画に文化的景観を位置付けて面的に景観を整える ＊風致地区、歴史的風土保存地区による保全 ■ 都市計画等の見直しの検討　など	■ 景観計画に文化的景観を位置付けて面的に景観を整える ＊風致地区、特別修景地域による保全 ■ 岡崎文化・交流地区地区計画による景観形成　など
Ⅲ類型 **【関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進】**	■ 価値共有の取組や保全活動の支援を通じて継承する関係性 →住民組織等の立ち上げと連携 ＊東山等への眺望 ＊物理的・生態系的な水環境 ＊琵琶湖疏水・白川沿いの水への近さ ＊水辺の樹木の連続性 ＊疏水分線及び白川の生き物の生息環境の豊かさ	■ 価値共有の取組や保全活動の支援を通じて継承する関係性 →南禅寺地域の環境を守る会等と連携 ＊東山等への眺望 ＊物理的・生態系的な水環境 ＊背の高い生垣や塀の連続性 ＊開渠群がつくりだす潤いある空間 ＊視点場と視対象の関係	■ 価値共有の取組や保全活動の支援を通じて継承する関係性 →京都岡崎魅力づくり推進協議会等と連携 ＊東山等への眺望 ＊物理的・生態系的な水環境 ＊ゆとりある空間の広がり ＊歴史都市・京都を体現し、人々が集う場としての機能の連続性
	■ 来訪者等への価値の発信 ＊来 訪 者 ：サインや説明板の整備、ガイダンス施設設置の検討、外から見た岡崎イメージを紹介する展示会の開催、ボランティアガイド養成 ＊一般市民：講演会等の開催、パンフレット等の作成・配布　など		
文化遺産の事例	 琵琶湖疏水（鴨東運河） 琵琶湖疏水の舟運を可能にした蹴上インクライン 荷揚げ場跡に整備された遊歩道 白川沿いで水車による精麦工場を経営していた竹中庵（主屋＋旧水車工場）	 無鄰庵の主屋と疏水園地 南禅寺別邸群周辺に張り巡らされた水路のネットワーク 琵琶湖由来の魚類層がもたらされた疏水園地 琵琶湖疏水分水と南禅寺水路閣	 大礼記念京都美術館として建設された京都市美術館 古代由来の岡崎道と象徴的に植栽されたクロマツ並木 祝祭空間としての神宮道と平安神宮鳥居 京都パラダイス跡近代住宅地

第５章　核となる文化遺産の保護

5-1　基本的な考え方

『京都岡崎の文化的景観調査報告書』において，文化的景観としての価値を特徴的に示す有形の要素として抽出された景観構成要素を「核となる文化遺産」として位置付け，保存，修理，公開等を通じて保護を図る。

その中から，今後の保護について所有者から同意が得られたものを「重要な構成要素」として特定し，文化的景観の文脈での保護を進めていく。「重要な構成要素」は，「文化財保護法」第136 条（滅失又はき損）及び第 139 条（現状変更等の届出等），「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」に基づき，滅失又はき損，現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為（以下，「現状変更等」という。）をおこなう場合に文化庁長官に対して届出等を要する。

京都岡崎の文化的景観における重要な構成要素は，所有者や管理者等が自主的に保存・活用する多くの物件を含み，守るべき本質的価値は継承しながらも一定の進化を許容する，緩やかな保護措置で未来に継承していくものである。

5-2　文化財保護等の既存の取組

岡崎地域では，既存の法律や条例等により，すでに核となる文化遺産の保護が積極的におこなわれている。そこで，本章の前提として，これらの取組の概要と課題，税制等の優遇措置について整理する（表３）。

（１）文化財保護関連の制度

①国指定登録等の文化財

文化財保護法に基づき，文化財を「有形文化財（建造物，美術工芸品）」，「無形文化財」，「民俗文化財（有形民俗文化財，無形民俗文化財）」，「記念物」，「文化的景観」及び「伝統的建造物群」と定義し，これらの文化財のうち，重要なものを国が指定・選定・登録し，重点的に保護している。

②京都府指定登録等の文化財

京都府教育委員会では，京都府文化財保護条例に基づき，京都府にとって価値ある有形文化財（建造物，美術工芸品），無形文化財，民俗文化財（有形民俗文化財，無形民俗文化財），記念物（史跡，名勝，天然記念物）の文化財指定・登録のほか，文化財環境保全地区の決定，選定保存技術の選定，文化的景観の選定をおこない，保存・活用を図っている。

③京都市指定登録等の文化財

京都市では，京都市文化財保護条例に基づき，京都市にとって価値ある有形文化財（建造物，美術工芸品），無形文化財，民俗文化財（有形民俗文化財，無形民俗文化財），記念物（史跡，名勝，天然記念物）の文化財指定・登録をおこない，その保存と活用を図っている。

④京都を彩る建物や庭園

市民が京都の財産として残したいと思う京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募により募り，審査会で審査し，所有者の同意を得たものを“京都を彩る建物や庭園”として選定してリスト化する制度を平成 23 年から実施している。加えて，“京都を彩る建物や庭園”に選定されたもののうち，審査会で特に価値が高いと認められ，所有者の同意を得たものを認定している。

（２）景観政策関連の制度

①景観重要建造物の指定

景観法及び京都市市街地景観整備条例に基づき，地域の自然，歴史，文化等からみて，建造物（建築物及び工作物）の外観が景観上の特徴を有し，地域の景観形成に重要なものについて，京都市長が当該建造物の所有者の意見を聞いて指定をおこなっている。

指定を受けた建造物には，所有者等の適正な管理義務のほか，増築や改築，外観等の変更には市長の許可が必要となるが，相続税に係る適正評価や，建造物の外観の修理・修景に係る補助制度が活用できる。

②歴史的風致形成建造物の指定

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき認定された京都市歴史的風致維持向上計画に記載された重点区域内の歴史的な建造物であって，地域の歴史的風致を形成しており，歴史的風致の維持及び向上のために保存を図る必要があると認められるものについて，京都市長が建造物の所有者及び教育委員会の意見を聞いて指定をおこなっている。

指定を受けた建造物には，所有者等の適切な管理義務のほか，増築や改築，移転又は除却の届出が必要となるが，建造物の外観の修理・修景に係る補助制度が活用できる。

③歴史的意匠建造物の指定

地方自治法及び市街地景観整備条例に基づき，歴史的な意匠を有し，かつ，地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を指定している。

指定を受けた建造物又は工作物の所有者は，移転，外観の変更等を行う場合には，許可を受ける必要があるが，道路等の公共の場所から見える部分の，歴史的な様式を保全するために必要な修理等が助成の対象となる。

（３）その他

京都市では，平成 11～12 年度にかけて，次世代に伝えていきたい地域の古木，名木などの推薦を市民から受け，委員会において審議を行い，872 件の樹木を「区民の誇りの木」に選定した。本計画対象地域内には７件が所在する。

表３　岡崎地域に関わる文化遺産保護制度等の比較

制　度	根拠法等	地区決定及び地区別の保全整備計画等	現状変更	修理に対する補助金等（※1）	税の減免			低利融資
					固定資産税，都市計画税	地価税	相続税	
重要文化財	文化財保護法		許可制［罰則規定有］	事業者の事業規模に応じて，事業費の50～85％を助成（限度額なし）	非課税	非課税	財産評価額の 70／100を控除有	あり
登録有形文化財	文化財保護法		届出制	設計管理費の２分の1（限度額なし）	家屋について2分の1の減免	2分の1を減免	家屋及び一体の土地の評価額の 30％を減免	あり
史跡・名勝	文化財保護法		許可制［罰則規定有］	事業費の 50％（限度額なし）	非課税	非課税	なし	あり
京都府指定文化財	京都府文化財保護条例，同条例施行規則		許可制［罰則規定有］	事業費の2分の1以内（限度額 1,000 万円）	利用状況により，家屋及び一体の土地が課税免除	免除	家屋及び一体の土地の評価額を一部減免	あり
京都市指定文化財	京都市文化財保護条例，同条例施行規則		許可制［罰則規定有］	事業費の2分の1以内（限度額 1,000 万円）	利用状況により，家屋及び一体の土地が課税免除	免除	家屋及び一体の土地の評価額を一部減免	あり
京都市登録文化財	京都市文化財保護条例，同条例施行規則		届出制	事業費の3分の1以内（限度額 500 万円）	減免措置なし	減免措置なし	家屋及び一体の土地の評価額を一部減免	あり
京都を彩る建物や庭園			報告	助成を検討中	なし	なし	なし	なし
景観重要建造物	景観法，京都市市街地景観整備条例	京都市景観計画	許可制［罰則規定有］	事業費の3分の2以内（限度額 600 万円）（※2）	なし	なし	なし（適正評価）	なし
歴史的風致形成建造物	歴史まちづくり法	京都市歴史的風致維持向上計画	届出制	事業費の2分の1以内（限度額 300 万円）（※2）	なし	なし	なし	なし
歴史的意匠建造物	地方自治法，市街地景観整備条例		許可制［罰則規定有］	事業費の２分の１以内（限度額400 万円）（※3）	なし	なし	なし	なし
区民の誇りの木			なし	なし	なし	なし	なし	なし

※１：限度額は京都市独自で設定しているもの。（国登録文化財を除く。）
※２：事業対象範囲は外観の修理・修景及び外観の保持に必要な構造補強等
※３：事業対象範囲は外観のうち，道路その他の公共の場所から見える部分の修理・修景

5-3　核となる文化遺産の一覧

（１）本質的価値から浮かび上がった景観構成要素

『京都岡崎の文化的景観調査報告書』では，その本質的価値をふまえて，重要文化的景観申出範囲において以下の類型と要素からなる景観構成要素群が特定されている（表４・図８）。

表４　景観構成要素一覧

種別		名称
Ⅰ　景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性	河川・疏水	白川，草川，百々川，琵琶湖疏水（鴨東運河・疏水分線）
	歴史的街区	岡崎公園
	歴史的街路・橋	二条通，冷泉通，仁王門通，神宮道，広道（岡崎道），熊野橋，秋月　橋，広道橋，岡崎橋，下河原橋，若王子橋，二条橋，冷泉橋，徳成橋，仁王門橋，慶流橋，堀池橋，南禅寺橋，白川橋，石泉院橋，竹中庵前の小橋
	信仰関連要素	南禅寺，最勝寺，正因庵，天授庵，真乗院，金地院，慈氏院，正的院，帰雲院，禅林寺（永観堂），光雲寺，満願寺，伊地知家住宅（法勝寺金堂基壇跡）
Ⅱ　白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用	疏水関連施設	夷川ダム（夷川船溜），夷川閘門，夷川発電所，南禅寺船溜，疏水弁財天，白川プール施設跡，蹴上発電所（第2期・第3期），南禅寺水路閣，御所水道ポンプ室，蹴上船溜，蹴上インクライン，扇ダム放水路，疏水利用水路網，鴨東運河沿い遊歩道，哲学の道
	南禅寺別邸群・疏水園池	平安神宮神苑，岡崎つる家，京都市動物園（中央の池），中村邸，O邸，OK邸，洗心庵，白河院庭園，NHK 京都保養所洛風荘，中井邸，松籟・む庵，洛陽荘，満願寺庭園，京都市美術館庭園，観峰会館・観峰美術館，京都市国際交流会館，光雲寺庭園，永観堂，M邸，B邸，怡園，野村碧雲荘，流響院，清流亭，K邸，旧S邸，洛翠，真々庵，無鄰庵庭園，瓢亭，南禅寺ぎんもんど，桜鶴苑，順正南禅寺本店，大安苑，源智山西福寺，對龍山荘庭園，産経南禅寺倶楽部，菊水，八千代，大寧軒，聚洗荘（旧環翠庵），智水庵，何有荘，天授庵庭園，南陽院，真乗院，金地院庭園，牧護庵，慈氏院，聴松院，帰雲院，U邸，南禅寺庭園，密語庵，KR 邸，住友有芳園，OM 邸，和輪庵，並河家庭園，旧小川治兵衛住宅庭園，アパートガーデン
	水利用生業施設	谷口製麺所，旧三谷伸銅社宅，京都踏水会，川端自動車工業，杉原製材所，津田甚建設，象彦，米屋のうえだ，竹中庵，三角の稲荷（三谷稲荷社），青山家住宅，旧並河靖之邸
Ⅲ　反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間	博覧会・勧業・文教施設	旧武徳殿，京都守護職屋敷門，平安神宮，京都市動物園，京都府立図書館，京都市美術館，京都市美術館別館，京都会館，京都国立近代美術館，岡崎公園街路樹，京都版画館，いく田，六盛，内田家住宅，大野家住宅，藤井斉成会有鄰館，京都パラダイス跡近代住宅地，西川家住宅，山崎書店，関西美術院，大安本店，平安殿，岡田萬治金箔押加工美術

（２）重要な構成要素等の特定の考え方

①「重要な構成要素」の特定

京都岡崎の文化的景観の価値を構成するすべての景観構成要素の中から，岡崎の骨格を示す要素である公共物件（国，京都府，京都市の施設）と公益施設（関西電力施設）のほとんどを「重要な構成要素」として特定した。ただし，建造物としての歴史的価値や学術的価値が確定するには一定の時間の経過が必要であるため，主に岡崎公園内の築年数の新しい建造物，もしくは改修中の建造物は重要な構成要素の対象から外した。

また，その価値が市民に対して自明なものとなっている文化財指定・登録物件，景観法等による指定物件（景観重要建造物，歴史的風致形成建造物等），京都市独自の取組みである「京都を彩る建物や庭園」に選定されている物件を，まずは重要な構成要素の候補と位置付け，同意が得られたものを特定した。

なお，岡崎公園エリアの各敷地は，上部に建つ建造物の築年数などに関わらず，古代以来の大規模な方格状区画のあり方や，開放的な敷地構成，疏水沿いのサクラ並木がつくる風致など，通底する価値を持つ。単体ではなく一体となることで生まれるこうした価値を保護していくため，「岡崎街区」として面的に特定した。

②「重要な家屋」の特定

重要な構成要素に特定した建造物等のうち，私有物件は「重要な家屋」に特定することを検討していく。

③今後の方向性

今回，重要な構成要素に特定できなかった景観構成要素についても，重要文化的景観選定後の取組の中で随時同意取得に努め，追加をおこなっていく。

（３）重要な構成要素一覧

重要な構成要素の一覧を図９・表５に示す。なお，調査報告書の中で取り上げた景観構成要素と重要な構成要素として特定した要素とはほぼ同一であるが，より守るべき価値に沿った名称へと変更したものや，同意取得の関係から複数を一つにまとめたもの，その後の調査研究により価値が明確になり追加したものなどもある。

（４）核となる文化遺産を保護するための取組

①重要な構成要素の特定証とプレートの交付

重要な構成要素の所有者や管理者の誇りを高め，今後の継承に結び付けられるよう，特定証とプレートを交付する。プレートはできるだけ街路から見える場所に設置してもらい，来訪者等にも価値を発信できるものとする（第７章 7-3（１）と連動）。

②核となる文化遺産の特別公開の促進

核となる文化遺産の価値を広く共有し，また所有者等の誇りを高めて今後の継承にもつながるよう，個人所有の建造物や庭園などの特別公開を促進する（第７章 7-3（１）と連動）。

③核となる文化遺産の所有者等の会の育成

重要な構成要素の所有者や管理者等が集まり，相互の親睦を図るとともに，重要な構成要素を維持することの誇りや課題など，様々な情報交換や情報発信等をおこなう会の育成を検討する。

④核となる文化遺産周辺での景観配慮の促進

景観計画における重要文化的景観エリアでの認定（景観地区）・許可（風致地区）の際には，核となる文化遺産の周辺における行為について，それぞれの文化遺産への支障のないよう調和等を求めるよう努める（第６章 6-3（１）と連動）。

また，上記①～④を進めることにより，重要な構成要素への関心を高め，更なる同意の促進にも寄与すると考えられる。

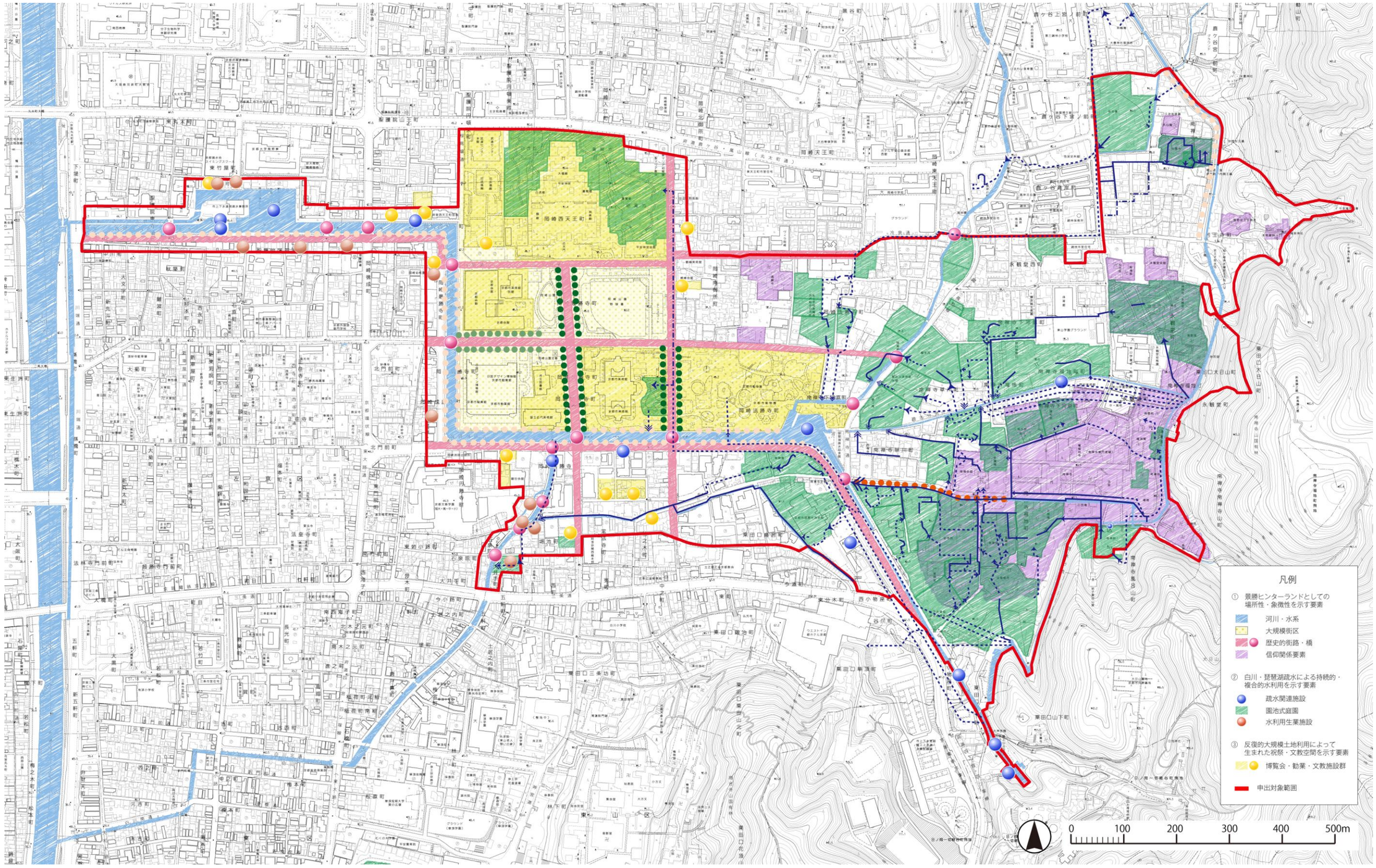

図８　「核となる文化遺産」位置図

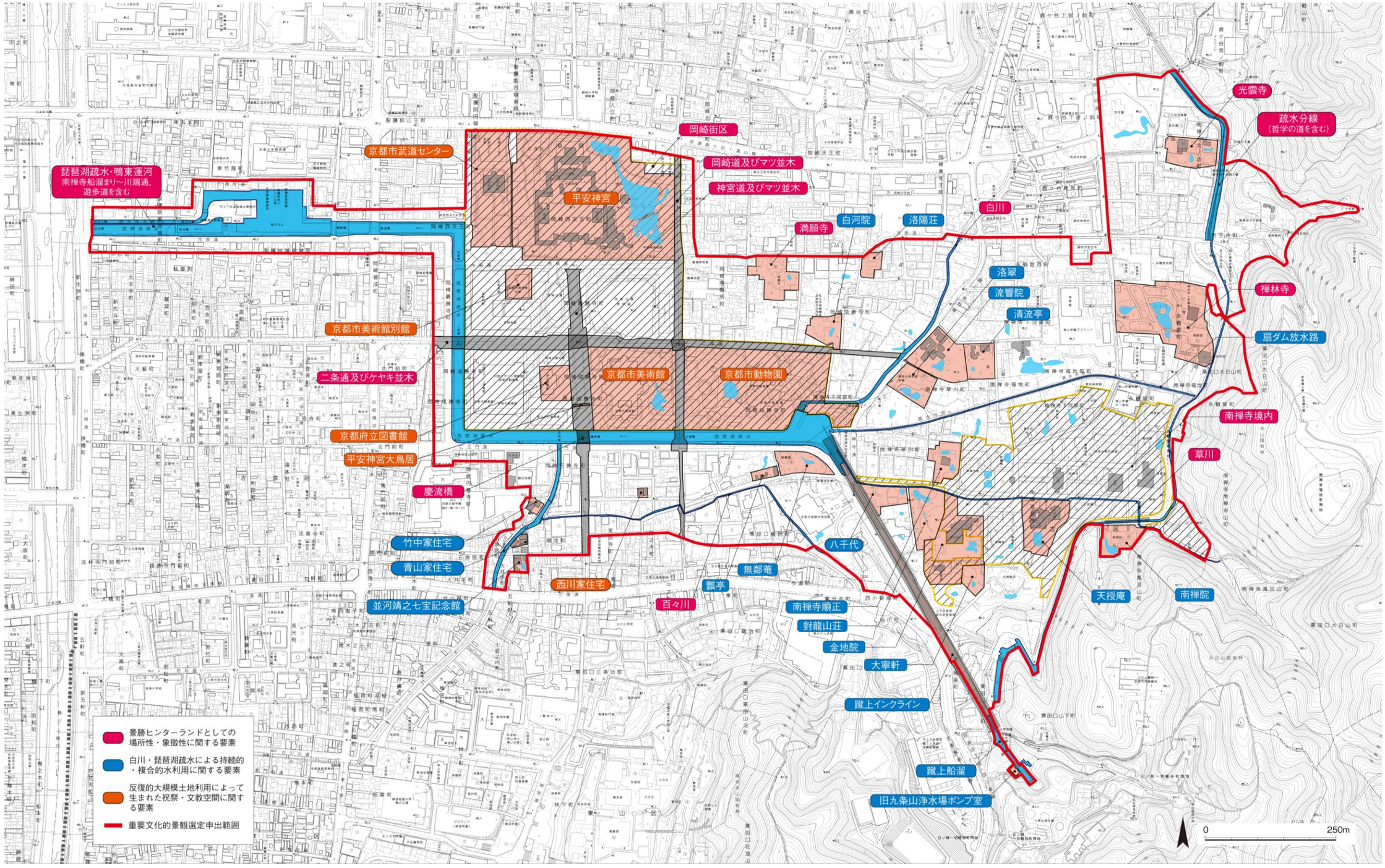

図９　「重要な構成要素」位置図

表５　重要な構成要素の一覧

	種別	名称	文化財指定等		
Ⅰ 景勝ランドとしての場所性・象徴性	河川・疏水	白川			
		草川			
		百々川			
		琵琶湖疏水・鴨東運河			
		疏水分線			
	歴史的街区	岡崎街区			
	歴史的街路	二条通及びケヤキ並木			
		岡崎通及びマツ並木			
		神宮道及びマツ並木			
		慶流橋			
	寺院	南禅寺境内	南禅寺境内		国史跡
			南禅寺	南禅寺方丈	国宝
				南禅寺三門，南禅寺勅使門	国重要文化財
				南禅寺方丈庭園	国名勝
		禅林寺	阿弥陀堂，釈迦堂，納骨堂，鐘楼，勅使門，中門		府指定建造物
		満願寺	本堂，鐘楼，手水舎，表門，文子天満宮本堂，文子天満宮拝殿		市指定建造物
		光雲寺	仏殿，鐘楼		市指定建造物
			光雲寺庭園		市指定名勝
Ⅱ 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用	疏水関連施設	蹴上船溜			
		旧九条山浄水場ポンプ室			
		蹴上インクライン			国史跡
		扇ダム放水路			
	南禅寺別邸群・疏水園池	南禅院	南禅院庭園		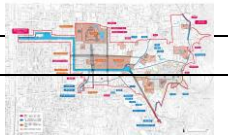
		天授庵	客殿，表門		
		金地院	金地院茶室（八窓席），金地院本堂，金地院東照宮		
			金地院庭園		国名勝
		大寧軒			
		對龍山荘	對龍山荘庭園		国名勝
		八千代			京都を彩る庭園や建物
		南禅寺順正	書院，石門		国登録有形文化財
		無鄰菴	無鄰庵庭園		国名勝
		瓢亭			京都を彩る庭園や建物
		清流亭	主屋，寄付，立礼席		国重要文化財
		流響院			京都を彩る庭園や建物
		洛翠			京都を彩る庭園や建物
		洛陽荘			
		白河院	白河院庭園		市指定名勝

	水利用 生業施設	**並河靖之七宝記念館**	旧並河靖之邸主屋，旧並河靖之邸工房，旧並河靖之邸窯場	国登録有形文化財
			並河靖之有線七宝の館，並河邸北棟	市歴史的意匠建造物
			並河靖之七宝記念館	市景観重要建造物，市歴史的風致形成建造物
			並河家庭園	市指定名勝
		竹中家住宅	竹中家主屋	京都を彩る庭園や建物
		青山家住宅	青山家主屋	京都を彩る庭園や建物
Ⅱ 反復的大規模土地利用によって生まれた祝祭・文教空間	博覧会・勧業・文教施設	**京都市武道センター（旧武徳殿）**	旧武徳殿	国重要文化財
		京都市美術館		
		京都市美術館別館		
		京都府立図書館		
		京都市動物園		
		平安神宮	大極殿，東西歩廊（東歩廊），東西歩廊（西歩廊），蒼龍楼，白虎楼，應天門	国重要文化財
			平安神宮額殿，平安神宮斎館，平安神宮神楽殿，平安神宮神門翼廊，平安神宮西祭器庫，平安神宮西神庫，平安神宮西門及び西外廻廊，平安神宮東祭器庫，平安神宮東神庫，平安神宮東門及び東外廻廊，平安神宮透塀及び後門，平安神宮内廻廊，平安神宮南歩廊	国登録有形文化財
			平安神宮神苑	国名勝
		平安神宮大鳥居		国登録有形文化財
		西川家住宅	主屋，土蔵	国登録有形文化財
			西川仁右衛門	市歴史的風致形成建造物

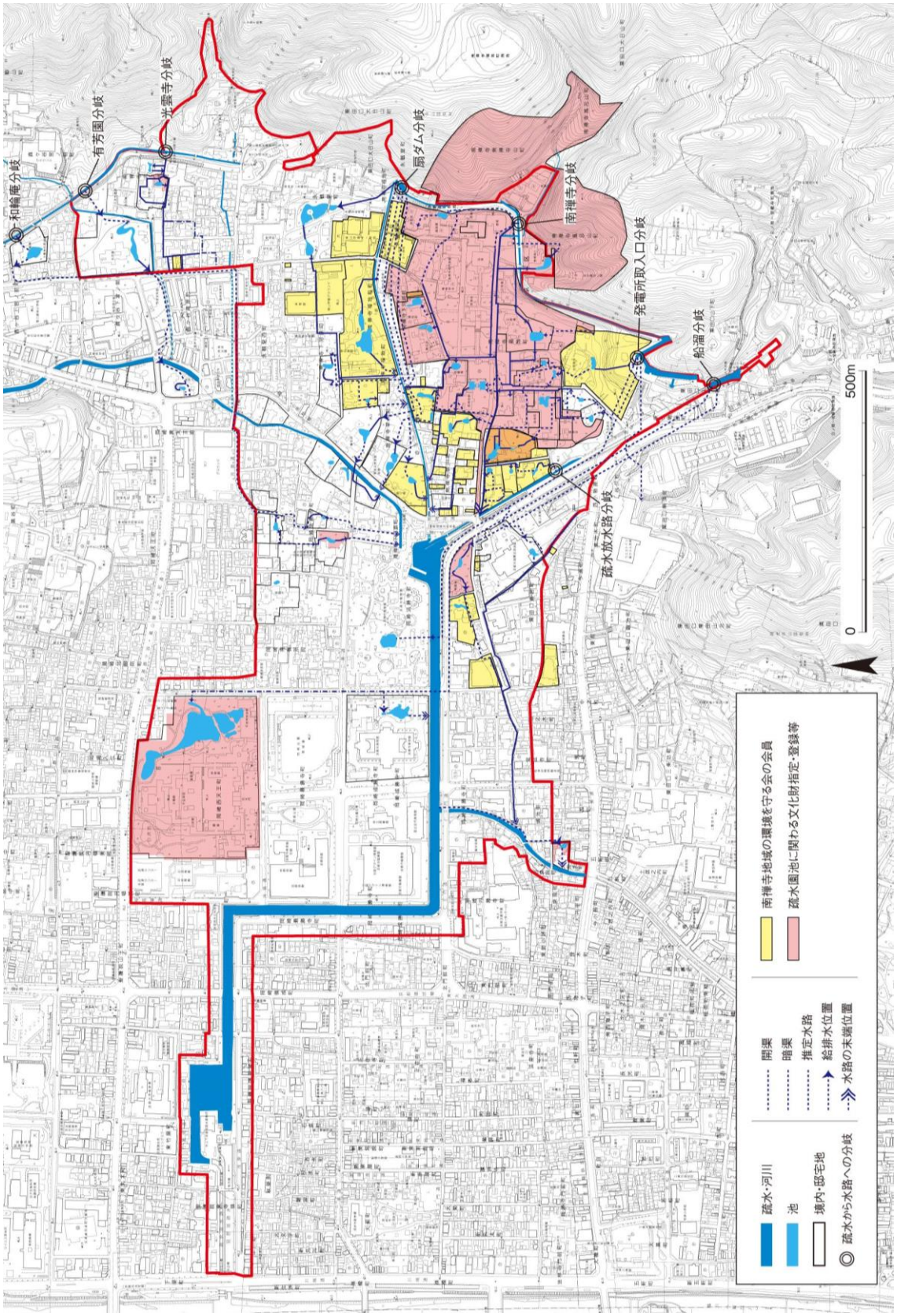

図 10　疏水庭園の水系と保護状況【参考】

5-4　各重要な構成要素の現状変更等の取扱い基準

文化財保護法第 136 条（滅失又はき損）及び第 139 条（現状変更等の届出等），「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」に基づき，重要な構成要素に現状変更等が起こる際に，文化庁長官に対して届出・報告を要する対象・行為は以下の通りである。

（１）滅失又はき損の届出とその届出を要しない場合

重要文化的景観の全部又は一部が滅失し，又はき損した際，所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は，文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって，その事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし，重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない以下の場合は，この限りでない（「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第４条）。

- 都市計画事業の施行としておこなう行為，国，都道府県，市町村若しくは当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設若しくは市街地開発事業に関する都市計画に適合しておこなう行為
- 国土保全施設，水資源開発施設，道路交通，船舶交通若しくは航空機の航行の安全のため必要な施設，気象，海象，地象，洪水等の観測若しくは通報の用に供する施設，自然公園の保護若しくは利用のための施設若しくは都市公園若しくはその施設の設置若しくは管理に係る行為
- 土地改良事業若しくは地方公共団体若しくは農業等を営む者が組織する団体がおこなう農業構造，林業構造若しくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為
- 重要文化財等文部科学大臣の指定若しくは選定に係る文化財の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為
- 道路，鉄道若しくは軌道，国若しくは地方公共団体が行う通信業務，認定電気通信事業，基幹放送若しくは有線テレビジョン放送の用に供する線路若しくは空中線系，水道若しくは下水道又は電気工作物若しくはガス工作物の設置又は管理に係る行為
- 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条に規定する歴史的風土保存区域内においてその歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為
- 都市緑地法第五条に規定する緑地保全地域，同法第十二条第一項に規定する特別緑地保全地区又は同法第五十五条第一項に規定する市民緑地内において緑地の保全に関連して必要とされる施設の設置又は管理に係る行為

（２）現状変更等の届出を要するもの

重要な構成要素に現状変更等がある場合，現状を変更し，または保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の 30 日前までに，京都市が文化庁長官に対してその旨を届け出なければならない。

この場合，重要な構成要素の所有者等は，京都市に対して事前の協議あるいは通知等の協力をおこなうものとする。なお，国，京都府，京都市の法律・条例に基づく有形文化財あるいは記念物等の文化財指定等を受けているものについては，既指定等の文化財価値に基づく行政手続きを尊重し，あわせて文化的景観の価値観点から届出をおこなうものとする。

ただし，維持の措置，非常災害のために必要な応急措置，他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合や，保存への影響が軽微である場合は，現状変更の届出を要しない。具体的には以下の場合である（「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」第７条）。

- 重要文化的景観がき損している場合において，その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状に復するとき。
- 重要文化的景観がき損している場合において，当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。
- 重要文化的景観の一部がき損し，かつ，当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において，当該部分を除去するとき。

（３）各重要な構成要素の取り扱い基準

重要な構成要素として特定した各要素につき，「名称」，「所在地」，「所有者・管理者」，「概要」，「本質的価値との関係」，「行為制限の状況」，「現在の管理状況」，「現状変更等の取り扱い基準」，「図面・現況写真」，の計９項で整理し，個票にまとめた。特に，現状変更等の取り扱い基準は，「保存事項」，「協議・検討事項」，「日常的管理事項」の３段階の整理をおこなった。本保存計画書ではこれらの概要を示すのみとし，詳細を記した個票は保存計画の資料編として取りまとめた。

①保存事項（変更する際に届出を要する事項）

各重要な構成要素の本質的価値に直結するため継承が必須となる事項。

②協議・検討事項（変更する際に事前協議を行う事項）

本質的価値に関連するもので，整備等に際して文化的景観の価値に配慮するよう協議や検討をおこなうべき事項。

③日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）

重要な構成要素の価値を維持するために日常的におこなうメンテナンス作業で，届出の対象とならない事項。

なお，現状変更等の届出等に関して、文化財保護法で下記の通りとなっている。

【文化財保護法第 139 条】重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とす

る命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2　前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3　重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

法第 109 条第 1 項 ただし書の規定により現状変更について届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする（「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則」平成 17 年 3 月 28 日文部科学省令第 10 号第 7 条）。

1　重要文化的景観がき損している場合において、その価値に影響及ぼすことなく当該重要文化的景観をその選定当時の原状（選定後において現状変更等の届出をしたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

2　重要文化的景観がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置を執るとき。

3　重要文化的景観の一部がき損し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

第６章　文化的景観の継承に向けた規制・誘導

6-1　基本的な考え方

文化的景観として価値を見出されたエリア全体について，その価値を継承し，より良いものへと導いていく必要がある。そのため，平成 24 年～平成 37 年における京都市都市計画マスタープランの，景観に関する都市計画の方針の１つに，「重要文化的景観の保全」を位置付け，地域社会と連携しながら取組を進めることとしている。

一方で，本市では昭和５年の風致地区指定以来，景観保全の取組を 80 年以上にわたって進めてきた。この間，すでに，歴史的風土特別保存地区の指定や市街地美観条例の制定など，文化的景観の価値を継承するための様々な施策を重ねている。よって，この文化的景観の取組は，本市の景観政策が発展したものと位置付けられる。

また，重要文化的景観については，景観法等に基づき文化的景観の保存のために必要な規制を定めることとされているが，岡崎地域の場合はすでに京都市景観計画等において風致地区又は景観地区として強い規制が定められており，新たな規制を加わる必要はない。ただし，重要文化的景観の選定申出範囲については，風致地区・景観地区における許可・認定の際に文化的景観の価値を踏まえて創造的な景観形成となるよう取組を進める。

6-2　法令等による規制・誘導

（１）京都市景観計画における文化的景観の位置づけ

京都市景観計画では,京都の景観特性として,京都の景観そのものが文化的景観であると捉え,さらに，その継承に関する基本的な方針を下記の通り定めようとしている。

また，重要文化的景観選定申出範囲に該当する風致地区（東山風致地区）又は景観地区（岸辺型美観地区：【一般地区】②岡崎疏水＜10＞，【歴史的町並み地区】⑨白川（岡崎・祇園）＜11＞）における景観形成に関する方針の中で，文化的景観としての特性・価値について示し，その価値を損なうことのないよう取組を進める。

第１章　全体計画
　第２　京都の景観政策
　１　京都の景観特性

京都は，山紫水明の都といわれ，京都盆地を取り囲み，市街地から眺望される低くなだらかな三方の山並み，鴨川をはじめ市街地を流れる河川等の豊かな水辺空間，吉田山などの点在する緑地，千二百年を超える悠久の歴史と文化を伝える世界遺産をはじめとする数多くの社寺等の建造物，史跡，名勝及び伝統的な建造物からなる風情ある町並みなどが，優れた景観を織り成す歴史都市である。

こうした京都の景観は，本来，京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化とが色濃く映し出されているものであり，日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて，京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また，時の移ろいとともに，おだやかに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の景観に奥深さを与えてきた。

京都の景観は，視覚的な眺めだけではなく，光，風，音，香りなど五感で感じられるもの全てが調和し，背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ，永く守るべきものとして認識されてきた。

同時に，京都ブランドの源泉として，“ものづくり都市・京都”の伝統と技術に支えられ，新たな京都の活力を生み出してきた。

このように，京都の景観は，豊かな自然とのかかわりの中で，永い歳月をかけて人々の暮らしや生業とともに育まれ，受け継がれてきた文化的景観でもある。

第９　文化的景観の継承に関する基本的な方針

文化的景観は，文化財保護法において，「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」と位置づけられている。

豊かな自然と悠久の歴史の中で，都における人々の営みにより育まれてきた都市の景観と，都を支える生産地としての農山村の人々の生業等により生み出されてきた周縁の景観は，京都市民のみならずわが国国民の共有の財産であり，欠くことのできない貴重な文化的景観である。

そして，京都の景観は，常に本物を追及しながら新しい要素を積極的に取り入れていく京都の気風により，時代とともに創造的に発展させながら受け継がれてきた文化的景観でもある。

こうした歴史都市・京都の景観は，そのすべてが文化的景観であることを踏まえ，文化，産業，観光等の各種政策や市民をはじめとするあらゆる主体との連携を図りながら，文化的景観が持つ価値を保存するだけでなく創造的な視点を加えて継承する景観形成に取り組む。

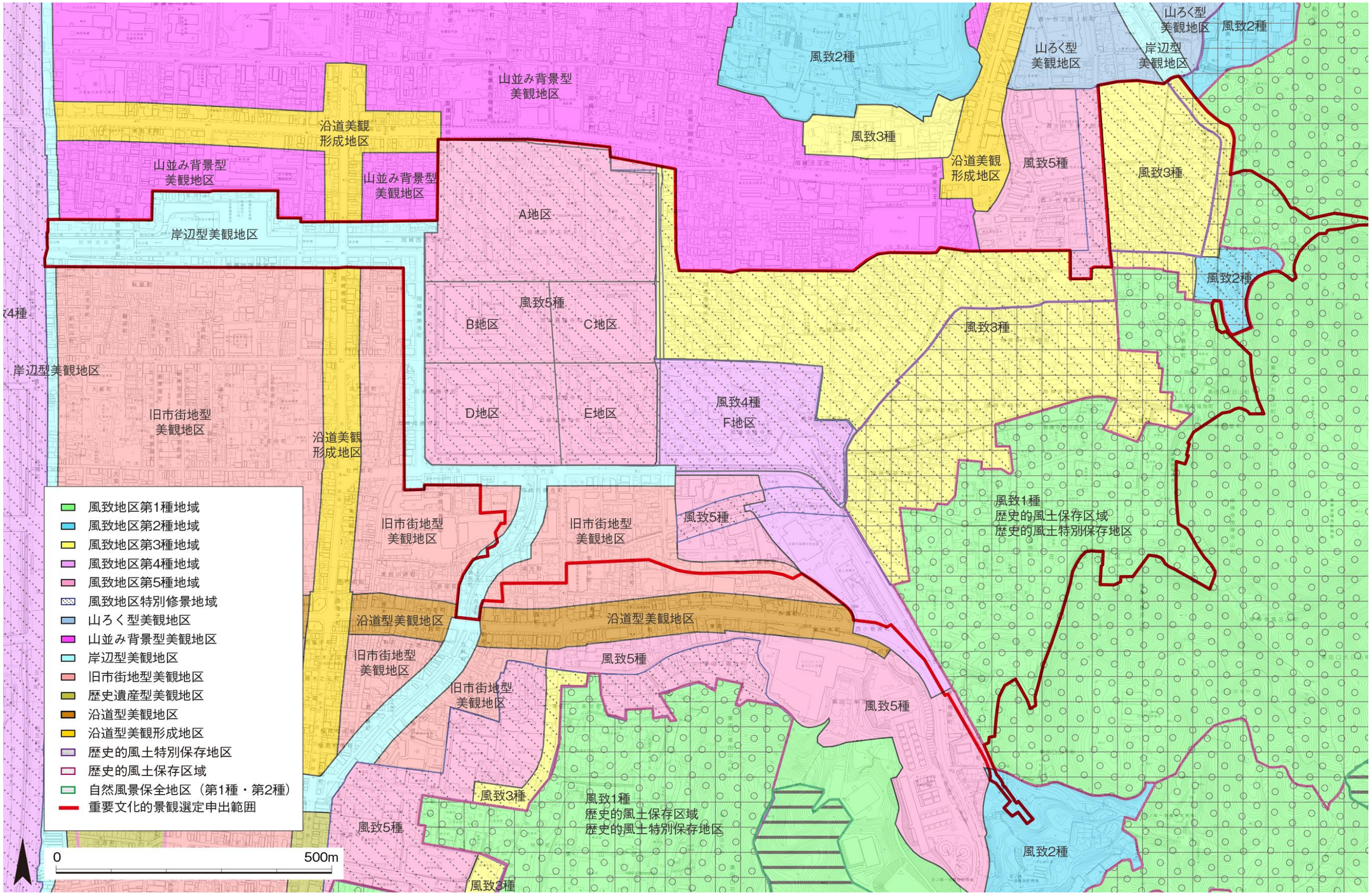
風致地区第1種地域
風致地区第2種地域
風致地区第3種地域
風致地区第4種地域
風致地区第5種地域
風致地区特別修景地域
山ろく型美観地区
山並み背景型美観地区
岸辺型美観地区
旧市街地型美観地区
歴史遺産型美観地区
沿道型美観地区
沿道型美観形成地区
歴史的風土特別保存地区
歴史的風土保存区域
自然風景保全地区（第1種・第2種）
重要文化的景観選定申出範囲
0
500m
山並み背景型
美観地区
沿道美観
形成地区
岸辺型美観地区
A地区
B地区
C地区
D地区
E地区
F地区
風致5種
風致4種
旧市街地型
美観地区
沿道型美観地区
風致2種
風致3種
山ろく型
美観地区
風致1種
歴史的風土保存区域
歴史的風土特別保存地区

図 11　景観計画

（２）現況の土地利用と法令等による規制・誘導

①全域に関する規制・誘導

文化的景観のエリアと位置付けた区域について，全域が京都都市計画区域に含まれ，南禅寺界隈（歴史的風土特別保存地区）は市街化調整区域に，その他は全て市街化区域に含まれる。これらのエリアではすでに文化財保護法，都市計画法，建築基準法，古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法，消防法などに基づき，一定規模の開発行為や建築物・工作物の行為規制が定められている。各エリアの現況土地利用及び規制・誘導事項の概要を表６に示すとともに，その根拠となる図 12～21 を示す。

②岡崎公園に関する規制・誘導

岡崎公園一帯において，平成 23 年 3 月に策定された「岡崎地域活性化ビジョン」に掲げる「優れた都市計画・環境の将来への保全継承」「世界に冠たる文化・交流ゾーンとしての機能強化」「更なる賑わいの創出」を図るため，用地地域を変更するとともに，特別用途地区及び地区計画が定められた。また，併せて，景観計画を変更し，同地域を「岡崎公園地区特別修景地域」に指定することにより，岡崎地域における広々とした空間の保全，継承が図られている。

○用途地域の変更

用途地域：第二種中高層住居専用地域，建ぺい率：60%，容積率：200%

→　用途地域：第二種住居地域，建ぺい率：60%，容積率：200%

○特別用途地区「岡崎文化芸術・交流拠点地区」

- 区域の面積：約 31 ヘクタール
- 建築物の制限の緩和：1 劇場，映画館，演芸場又は観覧場，2 自動車車庫（地階の部分をその用途に供するものに限る。）3 展示場

○地区計画「岡崎文化・交流地区地区計画」

- 区域の面積：約 31．3 ヘクタール
- 建築物等の用途の制限：1 住宅（A 地区については，その敷地が冷泉通に接するものに限る），2 共同住宅，寄宿舎又は下宿（A 地区については，その敷地が冷泉通に接するものに限る），3 老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの，4 公衆浴場，5 病院，6 老人福祉センター，児童厚生施設その他これらに類するもの，7 自動車教習場，8 ボーリング場，スケート場，水泳場，スキー場，ゴルフ練習場及びバッティング練習場，9 マージャン屋，ぱちんこ屋，射的場，勝馬投票券発売所，場外車券売場その他これらに類するもの，10 カラオケボックスその他これに類するもの，11 建築物に付属する自動車車庫で，地階を除く床面積の合計が 600 平方メートルを超えるもの
- 建築物の敷地面積の最低限度：4，000 平方メートル（建築物の高さが 15 メートル以下の場合は 500 平方メートル）（C 地区を除く）
- 建築物等の形態又は意匠の制限：地区ごとの特性や中心となる建築物を踏まえ，制限を定める（C 地区を除く）

表６　各エリアの規制・誘導状況

	土地利用現況図（図 10）	文化財指定等（図 12）	都市計画法・建築基準法・古都保存法等		都市計画法・建築基準法・京都市風致地区条例等						京都市眺望景観創生条例	京都市屋外広告物等に関する条例
			用途制限等	建ぺい率・容積率等	建築物の高さの最高限度	敷地面積の最低限度	建築物の後退距離	敷地内の緑地の規模	防火・準防火地域	道路・公園	眺望景観	屋外広告物
琵琶湖疏水・白川沿岸エリア	○琵琶湖疏水左岸側は業務・商業用地が比較的多く，併用住宅も見られる。 ○白川沿いは専用住宅が大部分を占める。	○インクラインや第1疏水の主要施設が国の史跡等に指定されている。 ○白川沿岸は，ほぼ「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当。	○第一種住居地域，第二種住居喜一，第二種中高層住居専用地域，近隣商業地域に指定され，他の2エリアに比べ，宿泊業や飲食店，小売業，製造業などの多様な用途の建築が認められている。	近隣商業地域 建ぺい率：80% 容積率：300% 上記以外 建ぺい率：60% 容積率：200%	15m	—	—	—	○神宮道以西のエリアが準防火地域に指定されており，木造の建築物は外壁や軒裏の防火構造が求められる。 ○3階以下で延べ面積が 1.500 ㎡以下の木造建築物であれば一定の準防火基準のもと建築可能。	○岡崎公園：都市公園（発電施設敷地のみ未着手） ○築基準法第 42 条 2 項又は 42 条 1 項 3 号で指定されている道路に接した敷地：道路中心線から 2m	○川端通から疏水記念館までの琵琶湖疏水の疏水界又は当該疏水沿いの道路の境界線からの水平距離が 20m又は 30m以内の範囲を近景デザイン保全区域に指定。	○街路沿いは，自家用屋外広告物，管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示は禁止。 ○上記以外は屋外広告物の表示禁止。
南禅寺・別邸群エリア	○境内地・墓地と専用住宅が大半を占めるが，南禅寺門前や岡崎公園北東側には業務・商業用地も分布する。	○臨済宗南禅寺派寺院群は国史跡（名称：南禅寺境内）に指定されている。 ○禅林寺境内と白川右岸一帯は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当する。	○史跡地を含む山麓一帯は市街化調整区域で，歴史的風土特別保存地区に指定されており，建築物等の新築や宅地の造成，木竹の伐採，土石の堆積等の現状変更行為は原則として認められない。	建ぺい率：20% 容積率：100%	8m	250 ㎡	道路に接する建築物：3m 上記以外の建築物：2m	敷地面積の 40%	—	—	○仁王門通琵琶湖疏水記念館前付近から真東を向いて左右へそれぞれ 22.5 度の方向に引いた直線で挟まれた，視点場からの水平距離が 500m以内の範囲を近景デザイン保全区域に指定。	○史跡地内は屋外広告物の表示禁止。 ○上記以外は街路沿いは，自家用屋外広告物，管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示は禁止。
			○南禅寺参道は第二種中高層住居専用地域で，店舗や事務所等が建築可能。	建ぺい率：60% 容積率：200%	15m	—	道路に接する建築物：2m 上記以外の建築物：1.5m	敷地内の 20%	—	—		○自家用屋外広告物，管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示は禁止。
			○上記以外の大部分の区域はほぼ第一種低層住居専用地域で，低層住宅の良好な住環境を守るための厳しい規制がかけられている。	建ぺい率：40% 容積率：60%	10m	100 ㎡（一部 150 ㎡）	道路に接する建築物：2m 上記以外の建築物：1.5m	敷地内の 20%	—	○南禅寺道：都市計画道路（代表幅員 22m 以上 30m 未満）（未着手）	—	○自家用屋外広告物，管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示は禁止。
岡崎公園エリア	○公園と公共・公益施設用地，境内地・墓地で占められる。	○平安神宮神苑は国指定名勝 ○岡崎公園内はすべて「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当	○全域を対象に特別用途地区『岡崎文化芸術・交流拠点地区』に指定されており，第 2 種住居地域であるが，劇場，映画館，演芸場又は観覧場，自動車車庫，展示場，については建築できる。 ○『岡崎文化・交流地区地区計画』が定められている。	—	15m，20m，25m，31m	4,000 ㎡（C 地区を除く）	街路や琵琶湖疏水に接する壁面：4m，10m，15m	敷地内の 20%	—	○岡崎公園：都市公園（完成） ○国際文化観光会館（京都会館）：教育文化施設（事業中）	—	○自家用屋外広告物，管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示は禁止。
			○上記以外の区域は第二種住居地域で，住居以外にも幅広い用途で建築可能。	建ぺい率：60% 容積率：200%	15m	—	—	—	—	—	—	

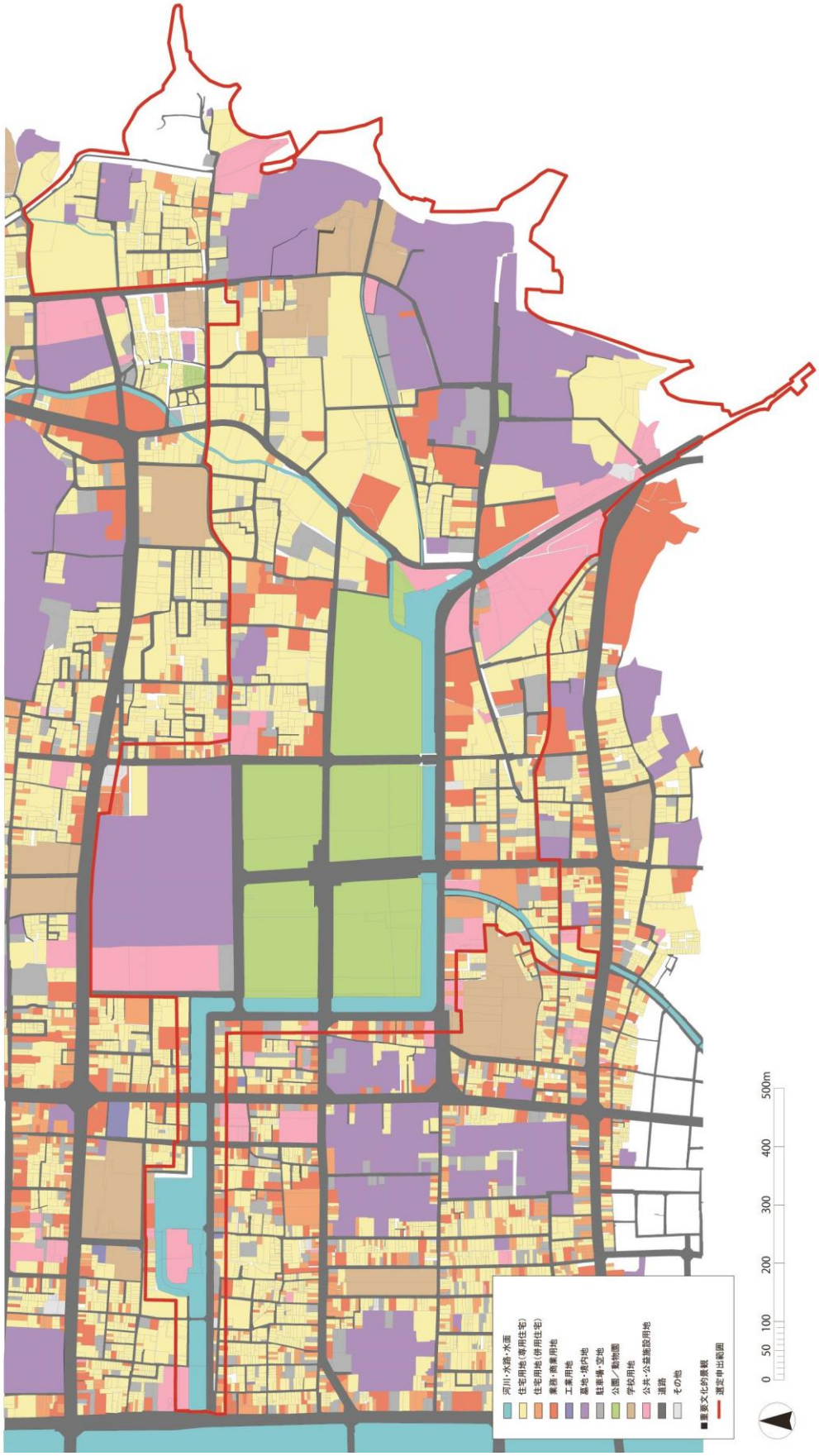
河川・水路・水面
住宅用地（専用住宅）
住宅用地（併用住宅）
業務・商業用地
工業用地
墓地・境内地
駐車場・空地
公園／動物園
学校用地
公共・公益施設用地
道路
その他
重要文化的景観
選定申出範囲
0
50
100
200
300
400
500m

図 12　土地利用現況図

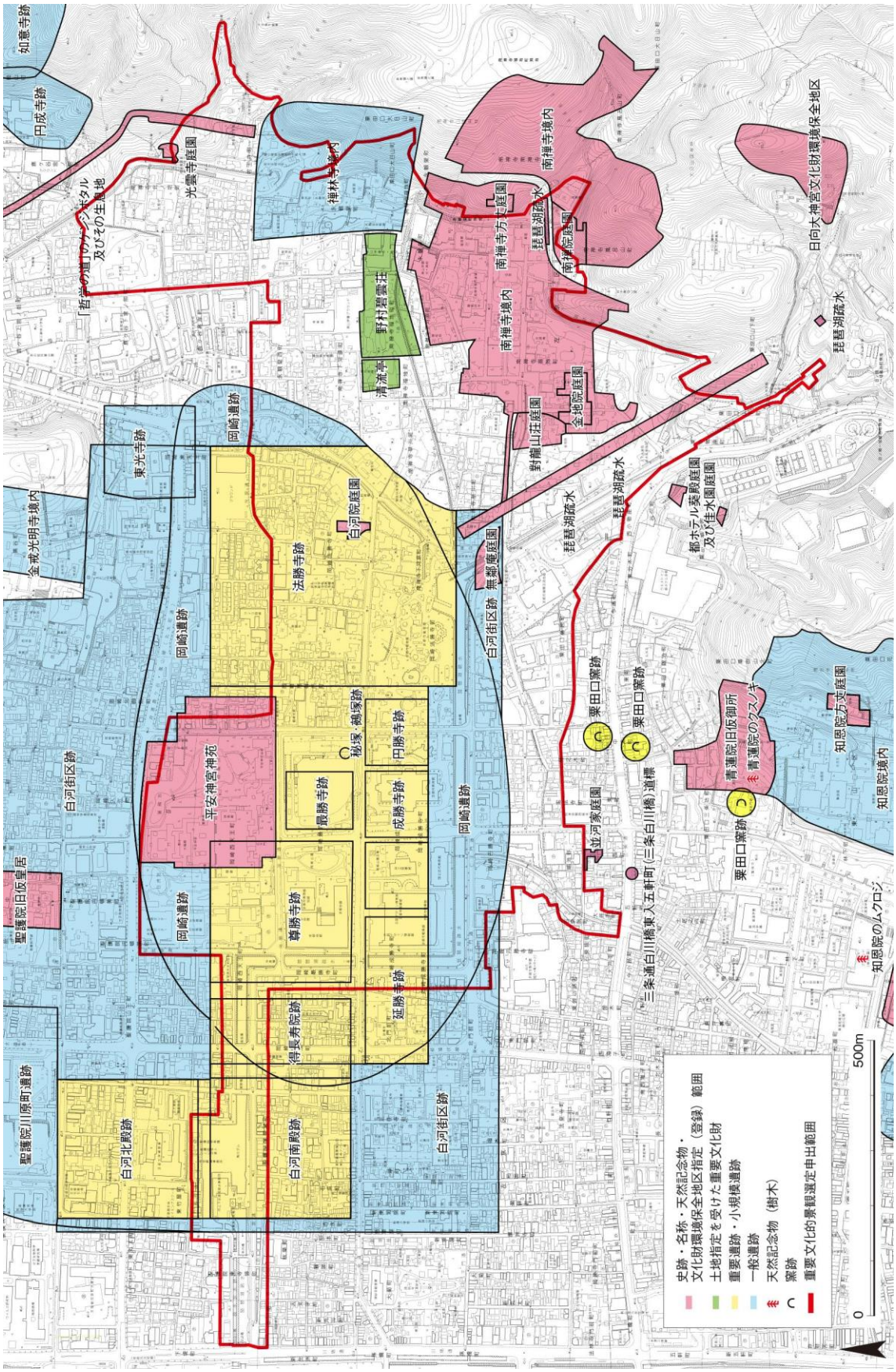

図 13　文化財指定等による規制

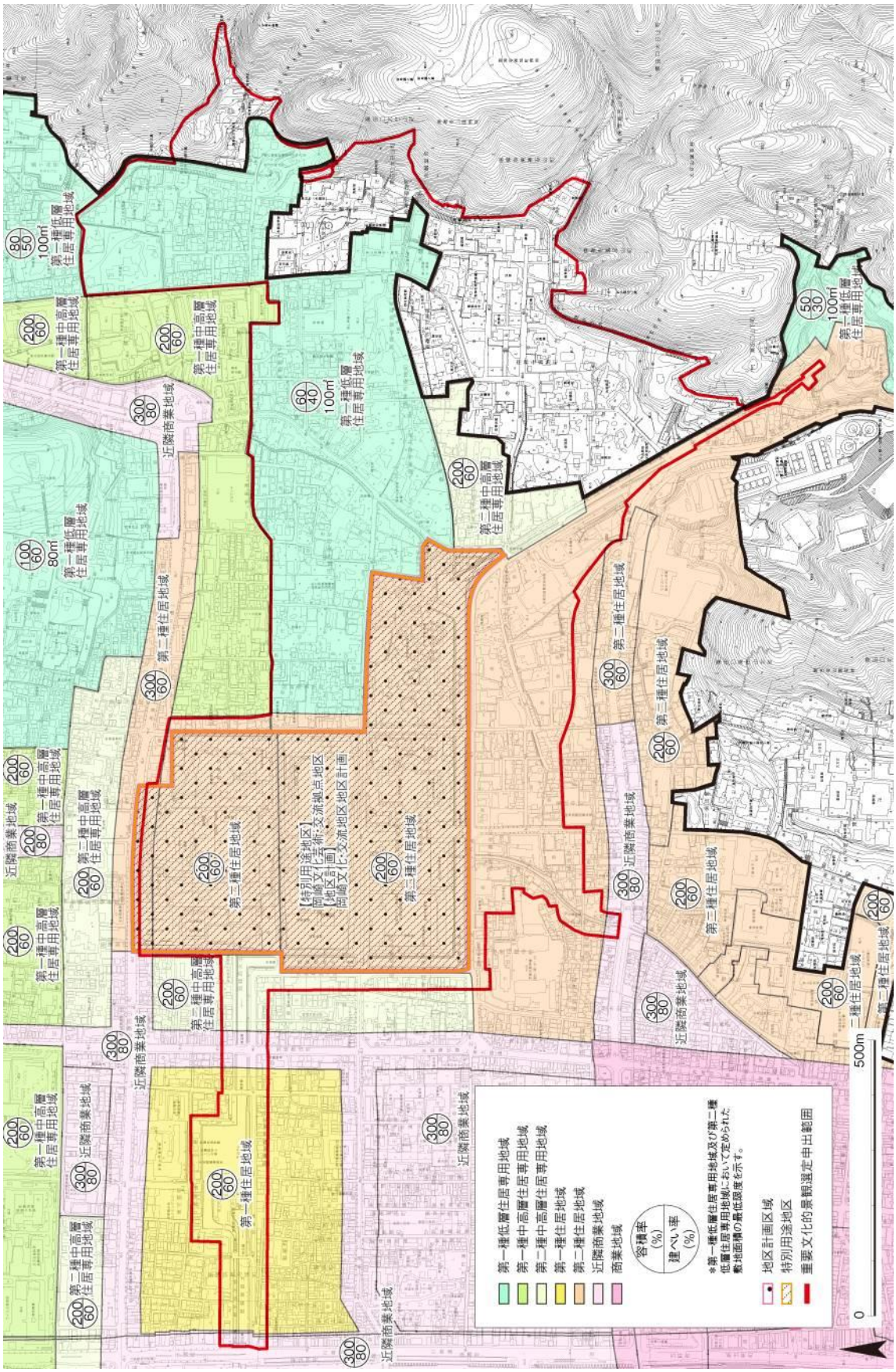

図 14　用途制限・建ぺい率・容積率

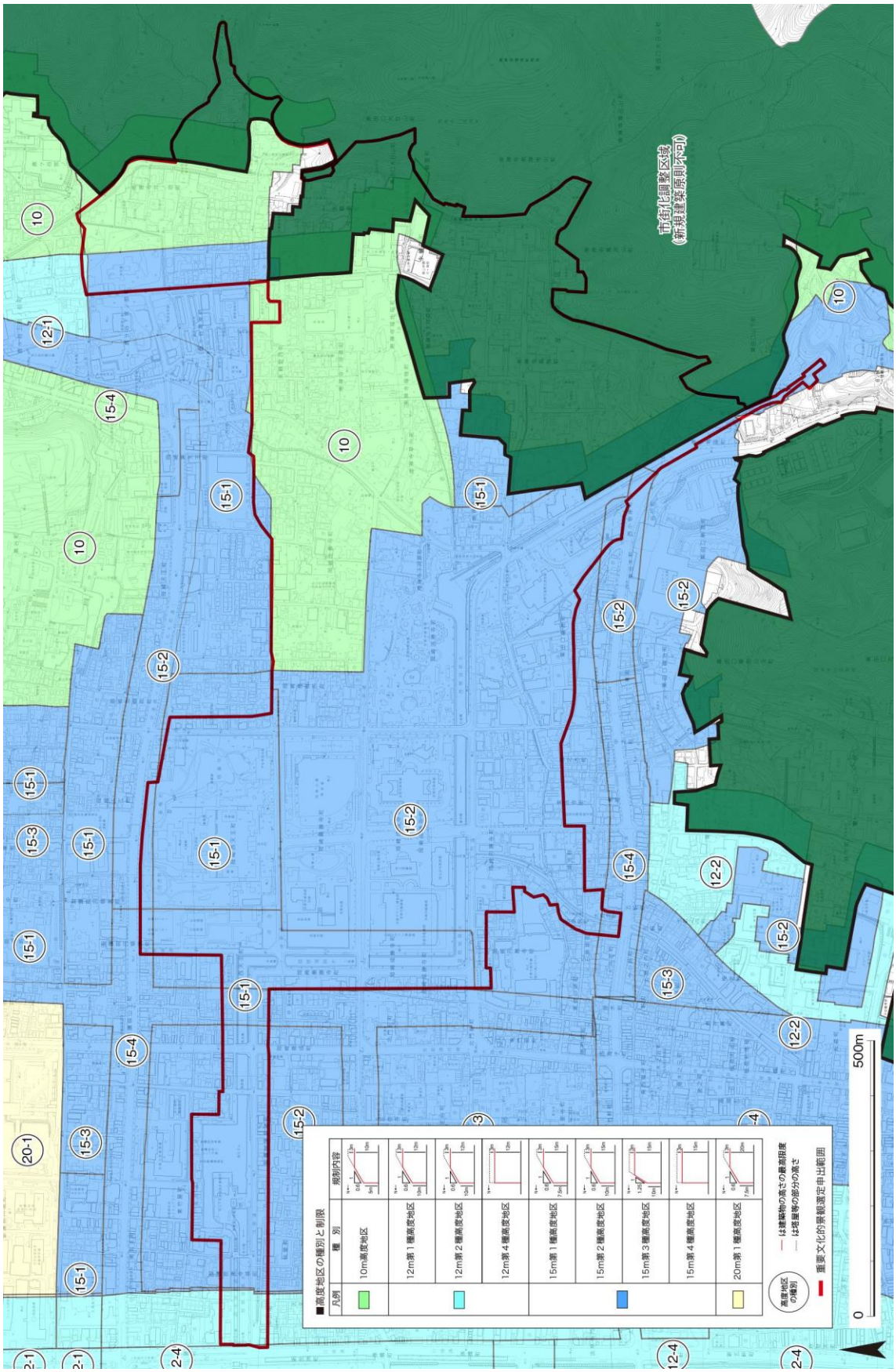
■高度地区の種別と制限
凡例
種　別
規制内容
10m高度地区
12m第1種高度地区
12m第2種高度地区
12m第4種高度地区
15m第1種高度地区
15m第2種高度地区
15m第3種高度地区
15m第4種高度地区
20m第1種高度地区
高度地区の種別
は建築物の高さの最高限度
は建築等の部分の高さ
重要文化的景観選定申出範囲
市街化調整区域
(新規建築原則不可)
0
500m

図 15　高度地区

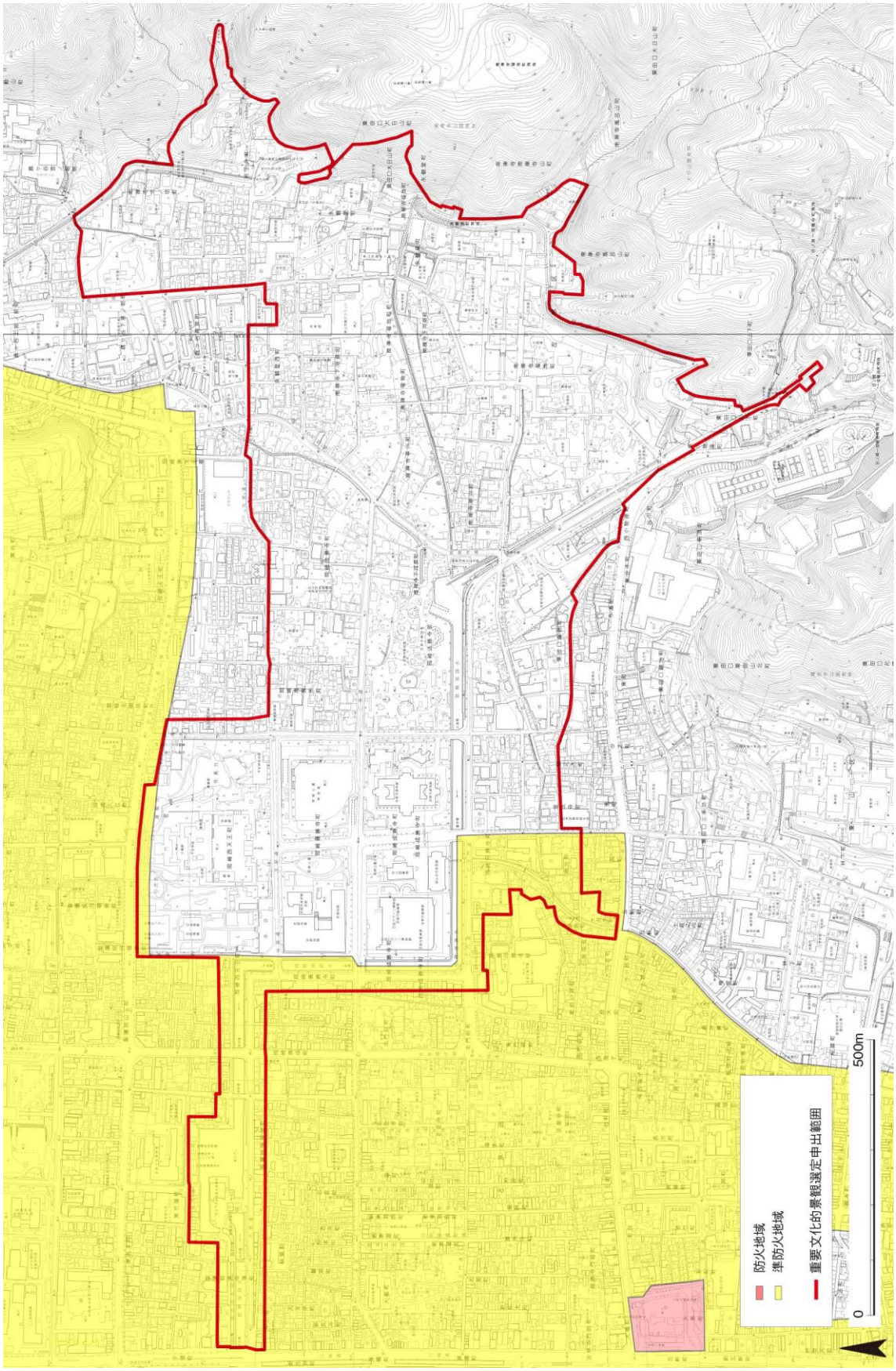

図 16　防火地域・準防火地域

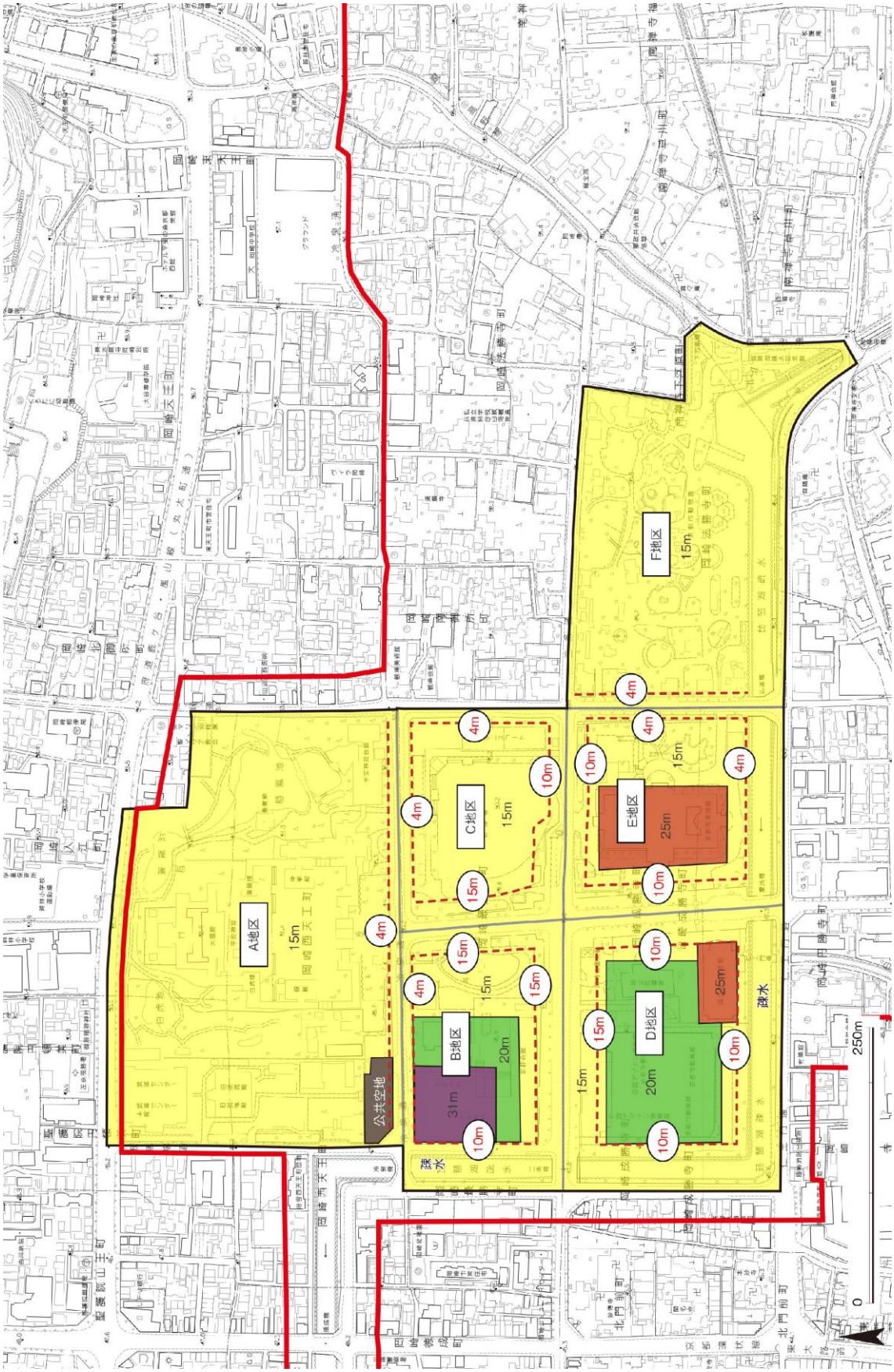

図 17　岡崎文化・交流地区地区計画

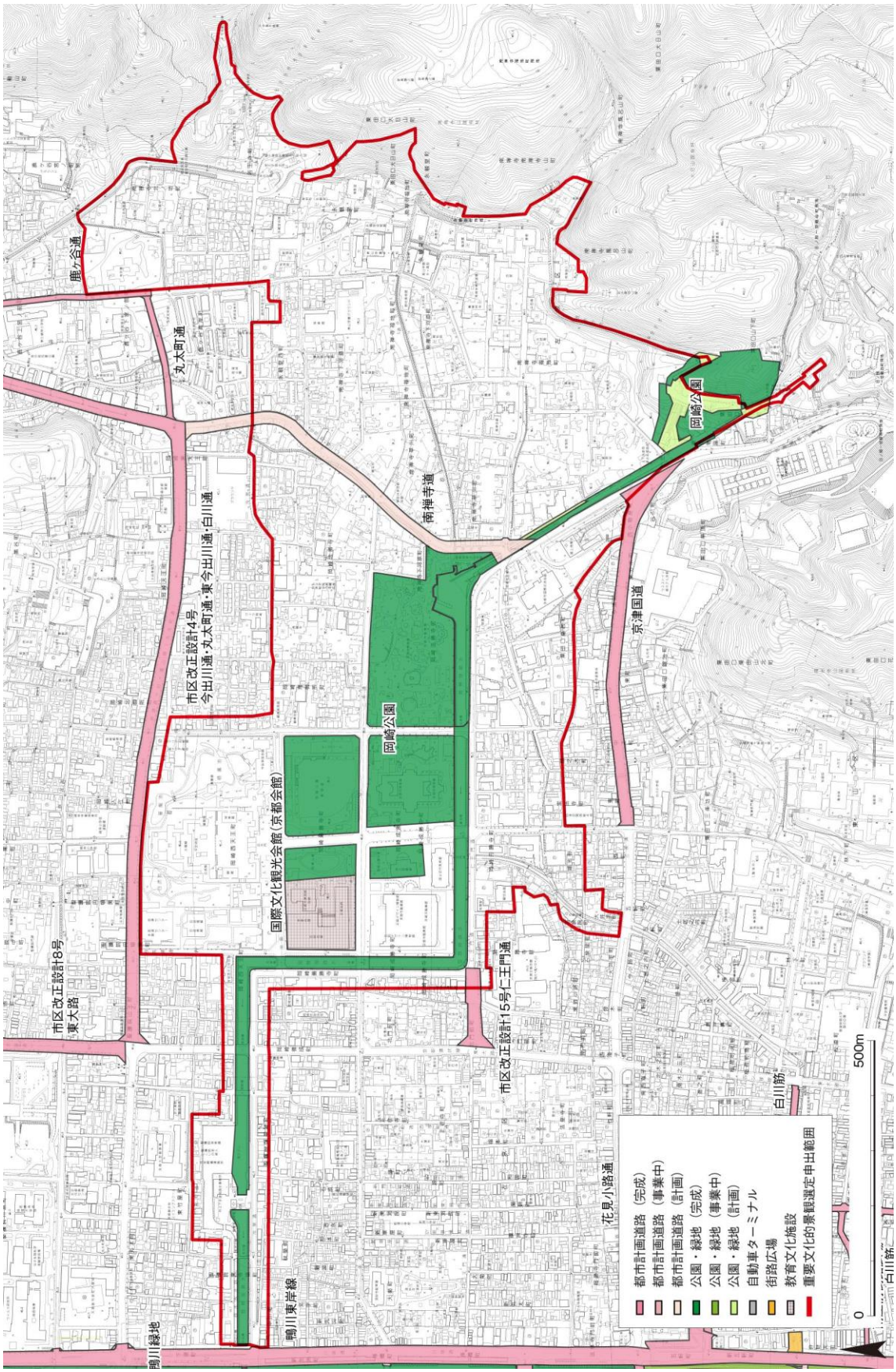
鹿ヶ谷通
丸太町通
市区改正設計4号
今出川通・丸太町通・東今出川通・白川通
南禅寺道
岡崎公園
京津国道
国際文化観光会館（京都会館）
岡崎公園
市区改正設計8号
東大路
市区改正設計15号仁王門通
花見小路通
白川筋
鴨川東岸線
鴨川緑地
白川筋
都市計画道路（完成）
都市計画道路（事業中）
都市計画道路（計画）
公園・緑地（完成）
公園・緑地（事業中）
公園・緑地（計画）
自動車ターミナル
街路広場
教育文化施設
重要文化的景観選定申出範囲
0
500m

図 18　都市施設

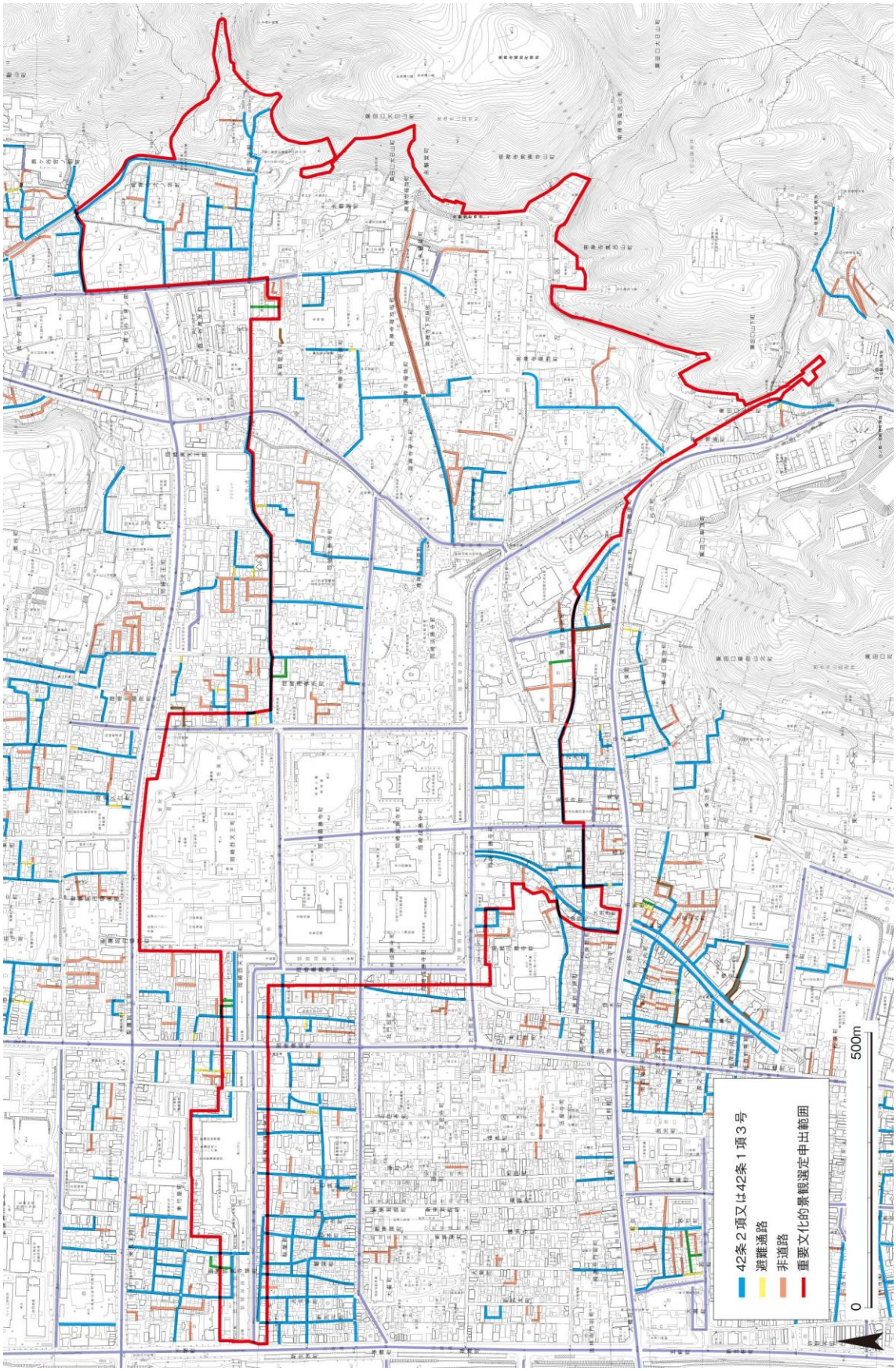

19　建築基準法の道路の位置付け

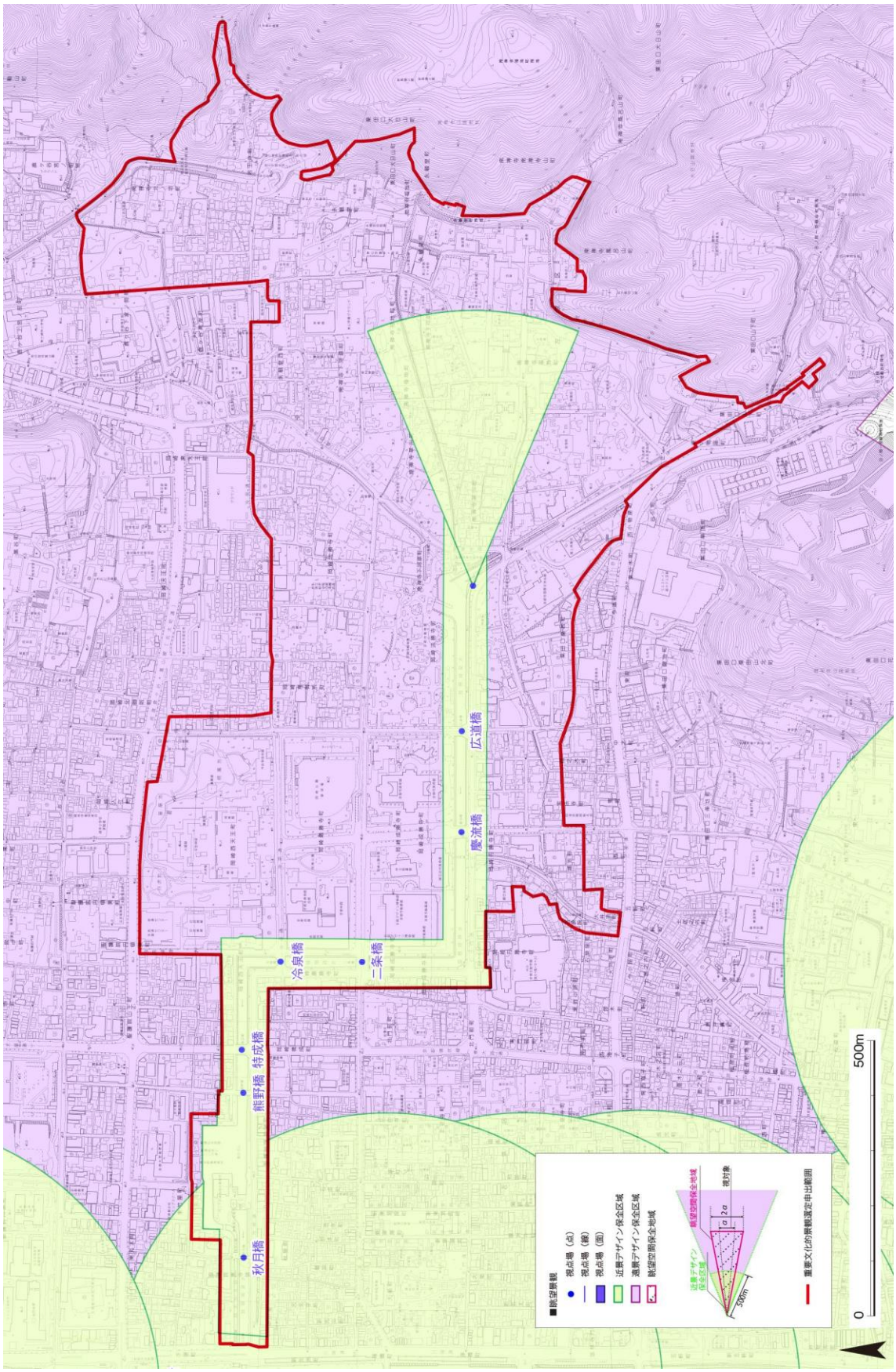

図 20　眺望景観に関する制限

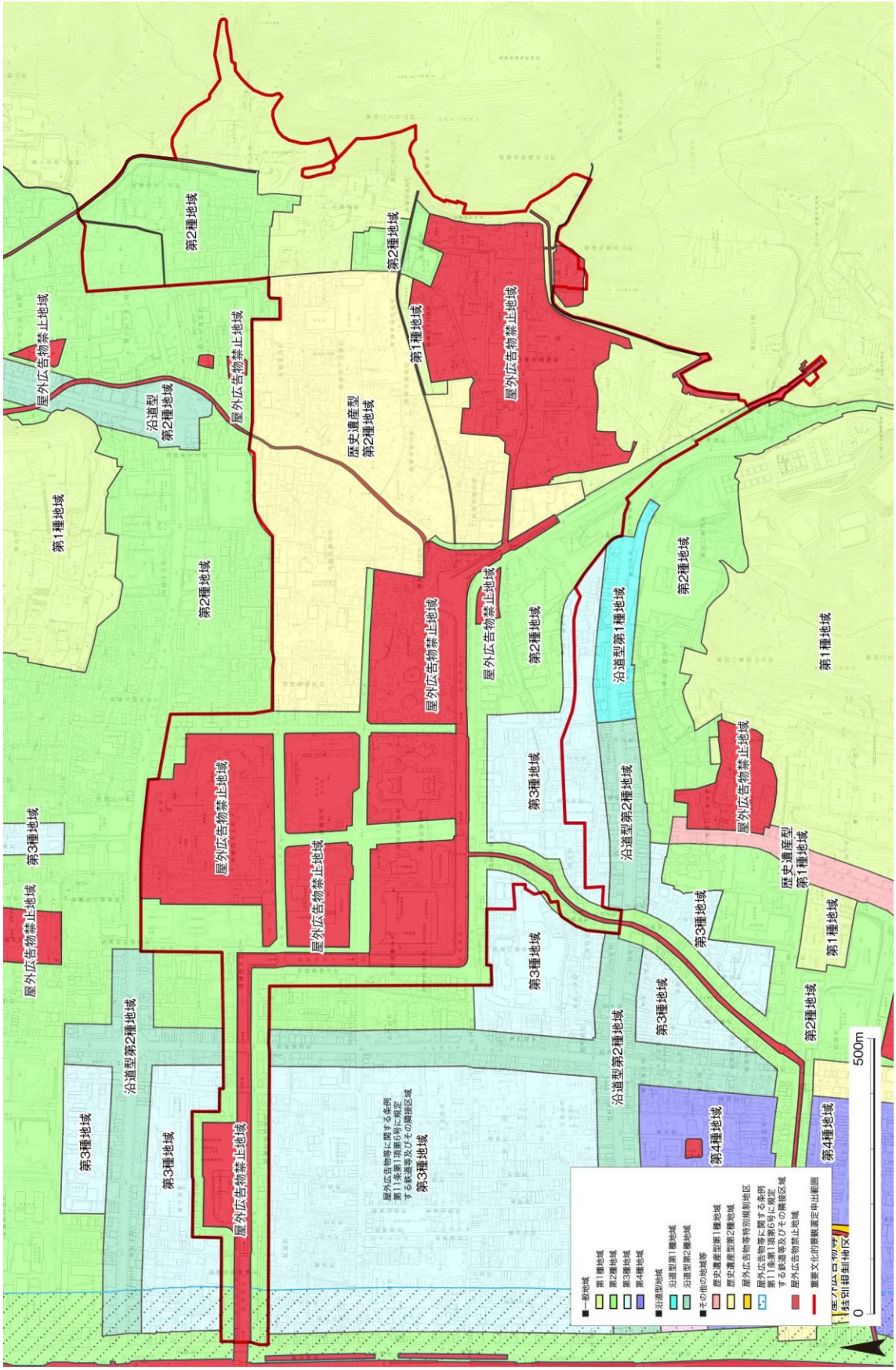

図 21　屋外広告物に関する制限

（３）用途・形態規制の地区類型

前記「（２）現況の土地利用と法令等による規制・誘導」を受け，風致地区・景観地区の区分と用途規制及び形態規制（容積率，建ぺい率，敷地面積の最低限度，高度地区等）との対応関係を整理し，図 22 と表 7 に示す。

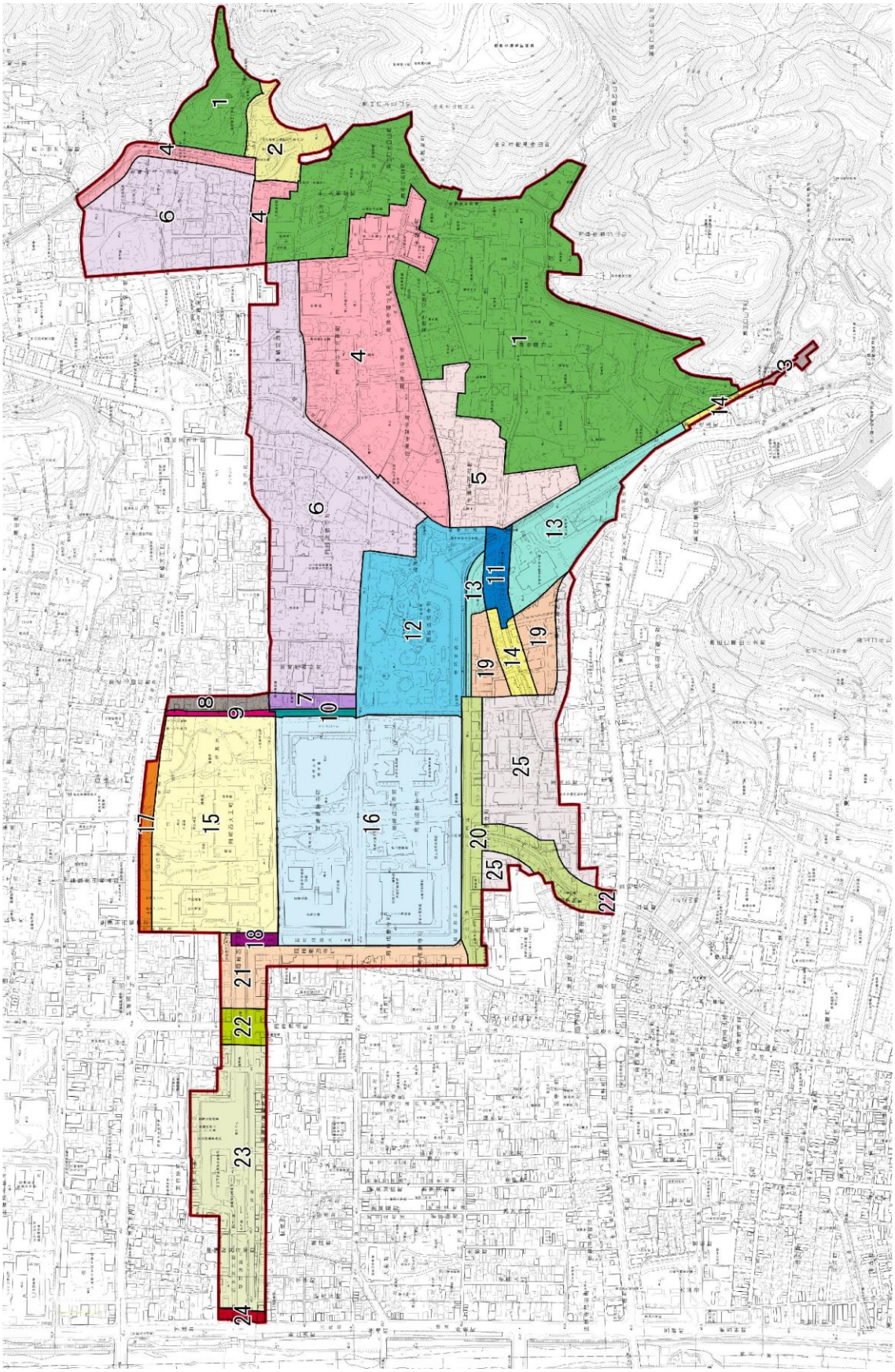

図 22　用途・形態規制の地区分類図（表６に対応）

表７　用途・携帯規制の地区類型の内容（図 22 に対応）

No.			歴史的風土保存区域等の指定	用途地域	容積率(%)	建ぺい率(%)	敷地面積の最低限度(㎡)	高度地区	地区計画	特別用途地区
1	風致地区	第1種地域	歴史的風土保存区域 歴史的風土特別保存地区	市街化調整区域	100	60	—	—	—	—
2	風致地区	第2種地域	歴史的風土保存区域 風致地区特別修景地域【岡崎・南禅寺】	第一種低層住居専用地域	60	40	100	10m高度地区	—	—
3	風致地区	第2種地域	なし	第二種住居地域	200	60	なし	15m第2種高度地区	—	—
4	風致地区	第3種地域	歴史的風土保存区域 風致地区特別修景地域【岡崎・南禅寺】	第一種低層住居専用地域	60	40	100	10m高度地区	—	—
5	風致地区	第3種地域		第二種中高層住居専用地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
6	風致地区	第3種地域	風致地区特別修景地域【岡崎・南禅寺】	第一種低層住居専用地域	60	40	100	10m高度地区	—	—
7	風致地区	第3種地域		第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
8	風致地区	第3種地域		第二種住居地域	200	60	—	15m第1種高度地区	—	—
9	風致地区	第3種地域	なし	第二種住居地域	200	60	—	15m第1種高度地区	—	—
10	風致地区	第3種地域		第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
11	風致地区	第4種地域	風致地区特別修景地域【岡崎・南禅寺】	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
12	風致地区	第4種地域	風致地区特別修景地域【岡崎公園地区】	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	岡崎文化・交流地区地区計画	岡崎文化芸術・交流拠点地区
13	風致地区	第4種地域	なし	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
14	風致地区	第5種地域	風致地区特別修景地域【岡崎・南禅寺】	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
15	風致地区	第5種地域	風致地区特別修景地域【岡崎公園地区】	第二種住居地域	200	60	—	15m第1種高度地区	岡崎文化・交流地区地区計画	岡崎文化芸術・交流拠点地区
16	風致地区	第5種地域		第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	岡崎文化・交流地区地区計画	岡崎文化芸術・交流拠点地区
17	風致地区	第5種地域		第二種住居地域	300	60	—	15m第2種高度地区	岡崎文化・交流地区地区計画	岡崎文化芸術・交流拠点地区
18	風致地区	第5種地域	なし	第二種中高層住居専用地域	200	60	—	15m第1種高度地区	岡崎文化・交流地区地区計画	岡崎文化芸術・交流拠点地区
19	風致地区	第5種地域		第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
20	景観地区	岸辺型美観地区	なし	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
21	景観地区	岸辺型美観地区		第二種中高層住居専用地域	200	60	—	15m第1種高度地区	—	—
22	景観地区	岸辺型美観地区		近隣商業地域	300	80	—	15m第4種高度地区	—	—
23	景観地区	岸辺型美観地区		第一種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—
24	景観地区	岸辺型美観地区		近隣商業地域	300	80	—	12m第4種高度地区	—	—
25	景観地区	旧市街地型美観地区	なし	第二種住居地域	200	60	—	15m第2種高度地区	—	—

6-3　土地利用・景観形成に関する課題と今後の方針

（１）核となる文化遺産を活かした景観形成

景観地区における認定および風致地区における許可の際には，同じ地区指定（同じ基準）であっても，地区別方針に追記された文化的景観の方針を踏まえ，また，価値調査において特定した核となる文化遺産の価値を損なうことなく，創造的な景観形成となるよう指導・誘導する。そのため，窓口には，京都岡崎の文化的景観の概要と重要な構成要素のリストを常備し，広く市民に公開し，価値の共有に努める。

（２）核となる文化遺産を継承するための検討課題

都市計画決定されている南禅寺道（Ⅰ・Ⅲ・43）は核となる文化遺産に接しており，その拡幅をおこなった場合，核となる文化遺産の価値をき損する恐れがある。そのため，都市計画道路の見直しが将来的な課題である。

また，建築基準法第 42 条第２項の道路に指定されている仁王門通りから三条通にかけての白川沿いの道路（岡崎経 13 号線・粟田経 12 号線・粟田経８号線）沿道は，核となる文化遺産が多く立地し，白川と一体となった風情を形成している。そのため，安全上，防火上の対策をふまえて，道路幅員を維持する方策を検討する。

（３）地形・地割パターンの継承

岡崎の地形と地割は，扇状地の地形を活かしつつ平安時代後期に施工された白河街区の方格パターンを，変形を受けながらも今に継承している。この扇状地の地形と地割パターンが土地利用を規定し続け，今に至っている。近代に琵琶湖疏水開削や博覧会場造成，南禅寺界隈の別邸群開発等によって改変された部分も，土地のポテンシャルを上げる方向に作用してきた。そうした土地の形状はできる限り保全し，近隣に影響を及ぼすような著しい土地の形状の変更は行わないように努める。

（４）白川と琵琶湖疏水が織りなす水脈の持続

白川と琵琶湖疏水の水は，近代以前は園池，灌漑，主工業用水として，以降は水運，水車動力，水力発電，庭園用水などに徹底して使い尽くされることで，多様な産業と都市景観を形成してきた。疏水の水は，多数の庭園に流れ込むだけでなく，それ自体が大きな水面をなし，そこに琵琶湖の魚類相が運び込まれ，現在の琵琶湖ではみられなくなった生態系を維持している。その水系をできるだけ維持しつつ，開渠・石積みの構造を継承するよう努める。

また，その水脈を継承するためには，各庭園等での維持管理が欠かせず，そのための方策は本計画第７章で示す「関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進」と一体となって取り組む。

（５）東山とつながる緑のネットワークの保全

南禅寺界隈での別邸群建設や岡崎公園での博覧会場整備の際なども，京都の近代化と風致保全の共存が重んじられ，植栽計画にも反映された。さらに，アカマツ林を主体とする東山とのつながりを意図し，別邸群の庭園内には多くのアカマツが植えられ，現在では南禅寺界隈の一種のブランドとして成長している。そうした緑を媒介に，現在では東山から連続する緑のネットワークが形成され，動植物の生息環境として機能するなど，東山と鴨川に挟まれた豊かな生態系が育まれている。

岡崎は都市化が進んだ地でありながら，景勝地としての性格を今に保っている。南禅寺・別邸群エリアのみならず，琵琶湖疏水・白川沿岸エリアや岡崎公園エリアでも，量的にも質的にも豊かな緑が受け継がれている。こうした性格を継承するよう，敷地内及び公共用地の緑の保全に努める。

第７章　関係性の持続と再生に向けた地域づくりの推進

7-1　基本的な考え方

これまで「核となる文化遺産の保存」（１類型：第５章），「景観形成に向けた規制・誘導」（２類型：第６章）の手法によって京都岡崎の文化的景観の価値の保護を図ることを述べてきた。しかし，文化的景観の価値は，人々の営み，その中で育まれた技術や文化，コミュニティの仕組みなどにより成り立っている。つまり，自然と人間，人間とモノ，あるいは人間相互の関係性が文化的景観を形成する要素として重要である。

こうした関係性は，有形物の保存を主とした既存の文化財保護措置や，景観の規制・誘導手法などの従来的な手法では保護することが困難である。このため，文化的景観の保護のために重要な関係性を継承し，あるいは失われつつある関係性を再生するために，下記のような様々な措置を講じていく。

7-2　継承すべき関係性と地域の協働による取組

（１）全域に関する事項

①東山等への眺望

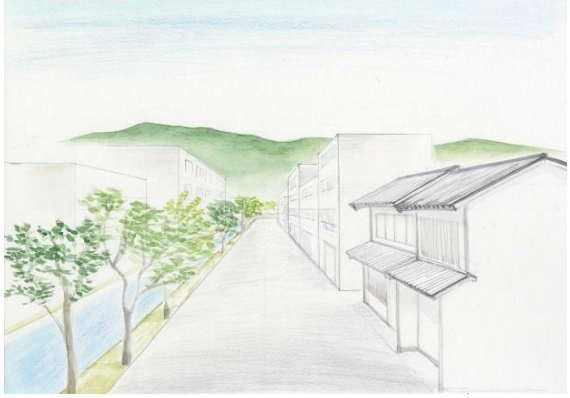

関係性・営み　京都岡崎の文化的景観の価値である「景勝ヒンターランドとしての場所性・象徴性」の重要な前提要件となっているのが，東山への眺望である。

現状と課題　既に岡崎地域からの東山の眺望を阻害することの無いよう，京都市風致地区条例や京都市眺望景観創生条例により建築物等の形態・意匠について一定の規制がおこなわれ，保全が図られている。ただし，座敷や庭園からの眺望の確保は，隣接する敷地の庭木や街路樹などの剪定により保たれている場合など，景観規制によってのみでは確保できない部分も残されている。

取組の方向　今後，こうした点を積極的に評価するとともに，地域住民等への価値の発信・共有に取り組む。

②物理的・生態系的に結ばれた水環境

関係性・営み　琵琶湖疏水や白川，それらから引水した園池群は，自然の流れを利用した水の受け渡しによって，ひとつのネットワークで結ばれており，「白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用」としての価値を形成している。

現状と課題　岡崎一帯の水環境は，琵琶湖疏水は上下水道局が，白川は地域住民が，園池は各所有者が定期的に維持管理をおこなうことで，総体として良好に維持されている。それでもなお，水質の向上や琵琶湖からの外来魚への対応などが課題となっている。

取組の方向　上記への対応策としては，例えば，外来魚対策としては水の導水部へのネットの設置や，専門家を招いた住民向け勉強会による意識共有などが考えられる。こうした方策をとっていくためにも，今後，核となる文化遺産の

所有者等の会の育成等を進める。

（２）琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

①琵琶湖疏水・白川沿いの水への近さ

関係性・営み　琵琶湖疏水・白川沿岸エリアでは，親水性の高さが重要な関係性の一つである。特に，岡崎公園から南側の白川沿いは，昭和 30 年代までは疏水を利用した水車業や友禅染などの生業が活発におこなわれていた地域で，現在はそうした営みはみられなくなったものの，車の通行がない上に川沿いにガードレールがないことが幸いし，人と水とが非常に近い関係が保たれている。

現状と課題　将来的に家屋のセットバックがおこなわれ，道路が拡幅することで車が通行できるようになる可能性がある。

取組の方向　京都市関係部局や地域住民に対してこうした情報を提供するとともに，整備等の際には配慮するよう誘導していくことを検討する。

②水辺の樹木の連続性

関係性・営み　琵琶湖疏水や白川沿いの道路・遊歩道の環境が親水性を高める要因となっている。インクラインから鴨東運河・疏水分線にかけての並木は，琵琶湖疏水の用途の変化，また，1970 年代以降の公害対策としての緑化推進事業などと連動して整備されたもので，現在では京都市を代表する緑となり，水辺を楽しむ環境を整えている。

現状と課題　並木の管理は，インクラインと疏水分線は京都市上下水道局が，鴨東運河左岸は上下水道局と建設局が，鴨東運河右岸は各施設がおこなっている。

取組の方向　京都岡崎魅力づくり推進協議会を中心としながら，各部局が連携した維持管理を検討していく。

③疏水分線及び白川の生き物の生息環境の豊かさ

関係性・営み　疏水分線と琵琶湖疏水から分かれた白川沿いには，多様な野鳥が飛来したり，多くのホタルが生息したりし，そうした豊かな生き物の存在は地域住民の楽しみのひとつとなっている。生き物の生息条件として，人工照明がなことや，休息場所となる木陰があること，水系や水質，岸辺環境が安定していること等が挙げられるが，疏水分線や白川がこうした条件に非常に適した水系だとわかる。

現状と課題　将来にわたり生き物の生息環境を維持していくためには，水域を維持するだけでなく，沿岸の整備や地域住民の住まい方が大きく関わる。

取組の方向　京都市関係部局や地域住民に対してこうした情報を提供するとともに，整備等の際には配慮するよう誘導していくことを検討する。

（３）南禅寺・別邸群エリア

①背の高い生垣や塀の連続性

関係性・営み　南禅寺・別邸群エリアの背の高い土塀や板塀，手入れの行き届いた生垣は，このエリアの格式の高さを象徴するものであり，これらが連続する景観は，用（機能や用途）と美（表現や美しさ）を兼ね備えたものとして来訪者を圧倒する。この特徴的な遮蔽施設の特徴は，高さがあること，内部が見えないこと，樹木等と一体となっていること等が挙げられる。

現状と課題　上記に示す通り沿いの景観は，現状では所有者の意思により良好に維持されている。

取組の方向　今後，こうした点を積極的に評価するとともに，何らかの支援の検討や地域協定づくりの推進等により維持継承を図る。

②開渠群がつくりだす潤いある空間

関係性・営み　このエリアを歩くと水の優しい流れが見えたりやせせらぎが聞こえたりするなど，疏水園池に水を配るために張り巡らされた水路が空間を豊かに潤していることがわかる。

現状と課題　こうした水路は寺社や個人等により維持されているが，100 年近く前につくられた水路網であるため老朽化の危惧があることも事実である。たとえば，地下に土管を埋めて給排水している箇所が台風の際に詰まってしまい庭園群への水の供給が止まったり，一部で開渠から暗渠にするという動きもあったりする。

取組の方向　今後，こうした点を積極的に評価するとともに，何らかの支援を検討したり地域協定づくりを推進したりすることで維持継承を図る。

③園池―アカマツ―寺院―東山の関係

関係性・営み　「京都岡崎の文化的景観」全体の価値を形成する重要な関係性として東山の眺望をあげた。加えて南禅寺・別邸群エリアでは，寺院や別邸群の座敷や庭園からは，東山はもちろんのこと，南禅寺三門，金戒光明寺三重塔，禅林寺（永観堂）多宝塔が借景になっている場合が多くある。また，場合によっては，南禅寺参道のアカマツ並木や隣接する敷地の樹木を借景にしている。

現状と課題　こうした敷地間の関係は，各施設の管理人や庭師の間で継承されてきた暗黙の了解により維持されている。

取組の方向　上記の関係性は庭師，大工をはじめとする職人や管理に携わる人々の日々の営みに負うところが大きい。よって，普及啓発事業や職人技術の継承への後押しなどを通して，庭園や建築物のきめ細かな維持管理の重要性について，その価値の共有を図っていく。

（４）岡崎公園エリア

①ゆとりある空間の広がり

関係性・営み　岡崎公園エリアでは，歴史的に副都心と空地が反復することによって，大規模な土地利用での広々とした雰囲気，余裕があり周囲を見渡すことのできる空間の広がりが生み出された。岡崎公園内にある各施設や道路は，それぞれの管理主体により良好に維持管理されており，こうした空間の広がりに寄与している。

現状と課題　ただし，その管理が個別におこなわれているため，歩道用防護柵や街路灯，案内標識などの統一が現状では難しい。

取組の方向　今後，各施設の再整備の際など，「岡崎活性化ビジョン」による整備事業の担当部署や京都岡崎魅力づくり推進協議会と連携しながらより調和したものになるよう調整を図る。

②古代・白河街区と近代都市計画の重層性

関係性・営み　平安院政期には，平安京の条坊を延長して白河街区が形成され，法勝寺に代表される六勝寺の巨大寺院群が造営された。応仁の乱後廃絶した六勝寺の跡地は，岡崎村をはじめとする都市の近郊農村と化し，さらに近代に大規模な都市開発がおこなわれたが，扇状地の上に引かれた条坊制の街路パターンはその後の土地利用の前提条件として作用し続けている。また，岡崎公園には六勝寺時代の遺跡や遺物が眠り，一部では発掘調査も実施されている。

現状と課題　エリア全体が周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法第 93 条第 1 項）に指定されており，いくつかの発掘調査によりその実態が明らかとなっている。また，一部で六勝寺の案内板や標柱を整備している。

取組の方向

③歴史都市・京都を体現し，人々が集う場としての機能の連続性

関係性・営み　近代以降，岡崎公園一帯は「歴史都市」としての京都というイメージを体現する場として位置付けられ，祝祭・勧業・文教といった人々が集う場としての機能を継続して担ってきた。

現状と課題　博覧会の開催，常設施設での展覧会などが常時開催されており，こうした活動によって同エリアの機能が継承されている。

取組の方向　常設的な文教施設の機能向上を図るための整備，エリアマネジメントによる発信力のあるイベントの開催などによって，岡崎公園エリアの祝祭的，文教的な象徴性を維持していく。

7-3　地域住民・来訪者・事業者・行政等との価値の共有と発信

（１）地域住民・来訪者・一般市民に対する取組

南禅寺や岡崎公園は，歴史的にも，多くの人々が集う場としての機能を担ってきており，現在では京都を代表する観光・文教地区になっている。こうした点からも，京都岡崎というエリアにとって，地域住民のみならず来訪者や一般市民に対する価値共有と発信の取組は欠かせない。

また，京都市では岡崎地域が文化的景観の取組第一号ということもあり，地域住民等の視点からは，文化的景観という概念や制度，京都岡崎の文化的景観の価値になじみがない，わかりにくいという課題もある。そこで，価値共有・発信とともに文化的景観をわかりやすく伝えるという観点からも，下記の取組を実施していく。

①重要な構成要素」の特定証とプレートの交付

「重要な構成要素」の所有者の誇りを高め，今後の継承に結び付けられるよう，特定証とプレートを交付する。プレートはできるだけ街路から見える場所に設置してもらい，来訪者等にも価値を発信できるものとする（第５章 5-3（４）と連動)。

②サインや説明板の整備

来訪者等にとってわかりやすい施設案内表示や説明板を整備することにより，スムーズな案内誘導を進めるとともに，文化的景観の価値の顕在化と魅力の充実を図る。

③ガイダンス施設の設置

京都岡崎の文化的景観の価値を現地で発信し，その価値を理解してもらうとともに，文化的景観の取組の重要性を学べるよう，ガイダンス施設の整備を検討する。

④パンフレットの作成

上記②，③に係り，京都岡崎の文化的景観のパンフレットを作成する。

⑤Web サイトの開設

京都市のホームページ内に文化的景観に関するコンテンツを作成する。文化的景観調査報告書や保存計画を公開するほか，価値のわかりやすい解説，イベントや最新情報などの情報を発信する。

⑥ボランティアガイド養成

市民や民間の専門家などを対象に京都岡崎の文化的景観に関する講座を実施し，文化財の公開事業等の支援をおこなう京都市独自の文化財ボランティアガイド「みやこ文化財愛護委員」を育成することにより，文化的景観の価値の共有・発信の取組や，文化的景観を活かしたまちづくりを推進する。

⑦まち歩きツアーの開催

地域住民や一般市民を対象に京都岡崎の文化的景観の取組を広く知ってもらうため，市民団体等の協力を得ながらまち歩きツアーを開催する。

⑧文化的景観写真展の開催

岡崎魅力づくり推進協議会や民間事業者等と連携しながら，京都岡崎の文化的景観に関する写

真展を開催する。なお，平成 26 年度は京都銀行の協力のもと，本店・支店等のロビーで巡回開催する「京都観光写真展」にて，「京都・岡崎の文化的景観」が取り上げられている。

⑨関連組織等が連携したイベントの開催

琵琶湖疏水・白川沿岸エリア，南禅寺・別邸群エリア，岡崎公園エリアに関わる諸組織や核となる文化遺産の所有者等が連携したイベントの開催を検討する。

⑩外国語への対応

岡崎は京都を代表する観光地としての顔ももっているため，上記①～⑨の実施・整備等の際には日本語のみならず外国語へも対応するよう取組を進める。

⑪公共交通機関利用促進への対応

上記①～⑨の実施・整備等の際には，交通渋滞による住民生活への影響を鑑み，公共交通機関の利用を促進するようるよう取組を進める。

（２）事業者・行政内部に対する取組

選定申出内で小売業や飲食業などをおこなう事業者，また，他の計画を策定したり公共事業を実施したりする京都市役所の関連部局を対象に，文化的景観の価値に配慮してもらうよう誘導を図る。

①事業者向け研修会の開催

重要文化的景観選定申出をおこなう地域内に所在する民間事業者，また，重要文化的景観の保護に対して直接的な技術を持つ民間事業者を対象に研修会を実施し，文化的景観の価値や取組についての情報を提供する。

②関係部局向け研修会の開催

関係部局や関係団体とのさらなる価値共有や情報共有，連携強化を図るため，研修会を開催する。

（３）次世代に対する取組

次世代に文化的景観を引き継ぐという観点から，次の景観づくりの担い手である子供たちとその保護者を対象とした取組を実施する。

①文化的景観学習メニューの検討と開発

地元小中学生を対象とした学習機会や絵画コンクール等の開催を検討する。

②親子文化的景観ゼミの開催

地元小中学生と保護者を対象に，文化的景観の価値について専門家や市職員から説明を聞きながら現地を見学する文化的景観ゼミの開催を検討する。

第８章　文化的景観保護のための体制づくり

8-1　全域に関する取組方針と運営体制

岡崎公園内施設や琵琶湖疏水施設を所管する関連部署と文化的景観担当部署との連携を図るよう，庁内における協議体制を整える。文化的景観担当部署は，庁内関連部署や民間機関が事業をおこなう必要が出た際には，専門家（都市計画，建築学，造園学等）の助言を仰ぎながら，文化的景観の価値に配慮した事業内容とするよう協議する。

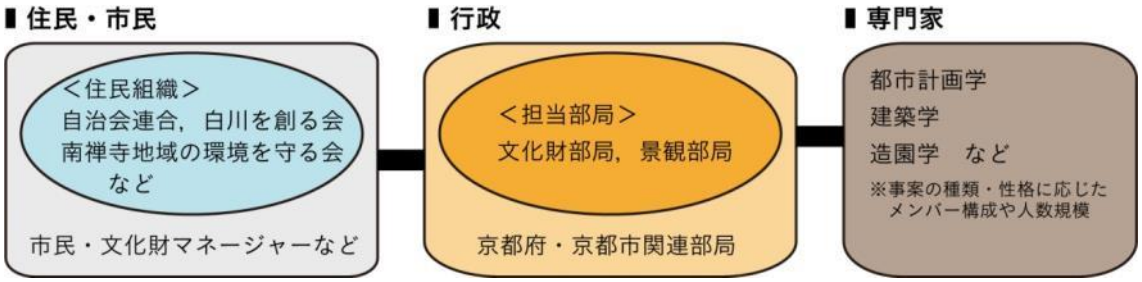

図 23　文化的景観の価値を保護するための運営体制のイメージ

8-2　各景観単位の取組方針と運営体制

（１）琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

琵琶湖疏水・白川沿岸エリアは，京都市上下水道局が管理する琵琶湖疏水施設と一級河川である白川の水系が主たる要素となっている。このため，京都府，京都市（上下水道局他）と文化財保護課との間で，重要な構成要素の保護及び整備について協議する体制を確立する。

また，白川沿岸においては，親水空間の保全や水車の歴史を掘り起こしている市民団体（「水車の小径を守る会」）があるため，これらの団体と連携し，普及啓発事業を実施する。

（２）南禅寺・別邸群エリア

南禅寺・別邸群エリアは，琵琶湖疏水の水系を利用した庭園群がつくられることで独特の環境が形成されているため，庭園をつなぐ水路網を維持することが同エリアの文化的景観の維持につながる。また，別邸群が連なる通り景観を維持するために生垣，塀などの要素を保全することも重要である。琵琶湖疏水水系は公有の水路の他，民間所有地にも分布している。また，生垣や塀の維持は所有者の負担によっており，南禅寺・別邸群エリアの所有者の協力を得ることが不可欠である。

このため南禅寺・別邸群エリアの所有者によって構成される「南禅寺地域の環境を守る会」と連携し，普及啓発事業を進めていきながら，南禅寺界隈エリアにおける水系の維持や通り景観の保護のためのルールづくりを目指す。

（３）岡崎公園エリア

岡崎公園エリアでは，国，京都府，京都市の公共施設，文化に寄与する民間の施設が大きな役割を果たしている。主たる施設・機関が参加する「岡崎魅力づくり推進協議会」は，岡崎公園におけるイベント等のエリアマネジメントを実施し，歴史的環境を保全しながら，にぎわいの創出を図っている。よって，「岡崎魅力づくり推進協議会」と連携し，文化的景観の価値を市民に伝える普及啓発事業を実施する。

また，京都市では「岡崎活性化ビジョン」を策定し，岡崎公園における公共施設群の整備事業を進めている。文化的景観担当部署と庁内の岡崎公園の各関連部署との連携を図り，文化的景観の価値に配慮しながらに「岡崎活性化ビジョン」に基づく整備を進めていく。